

改訂
補訂

地方凡例錄

二上

9

73

4364

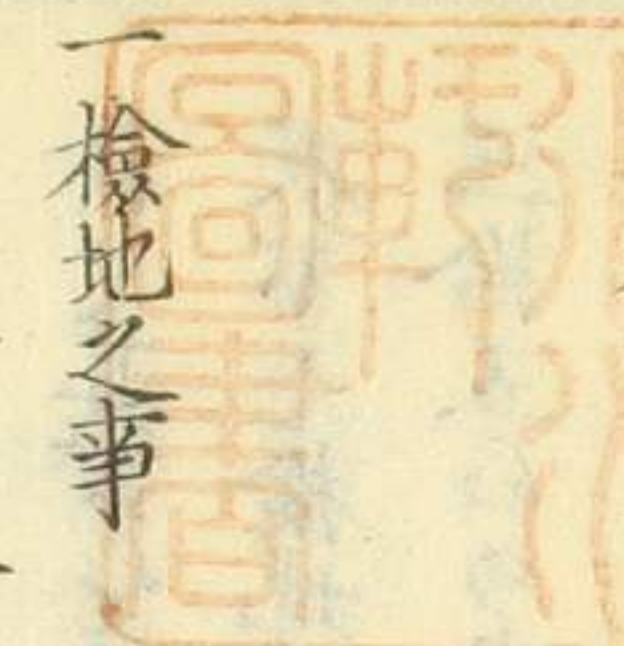
2



五分摺と粗一様摺と米五合ヲ得云の石盛トハ一反ノ七斗米ナリ
 高トハ惣五斗ノ七斗米ナリ是反ノ高トハ即石盛ナリ
 又五斗トハ一反ノ高ナリ
 又ハ高トハ石盛トハ一反ノ七斗米ナリ
 本送米ハ一反ノ七斗米ナリ云
 口米トハ把掛代大受ナリ云

保 3
 4364
 卷 2

改正補訂地方凡例録卷之二上



高崎 會社

大石久敬士 著述

一 檢地之事

附居檢地之事 水帳癸之事

古來檢地條目之事 新田檢地條目之事

檢地ト土地ノ經界ト改メ正去ノ總名トシテ田畑ト卒繩ト入テ反別
 ト改メ土地ノ位々ト石盛ト附ケ石高ト定ル法トシテ國ノ盛衰民ノ
 安危トモ係ルトスルレド其理ト辨ヘ其事ト堪タル人トシテ必キ
 任せ難ト先づ鄉村ノ高ト極ルトト第一ト考ムベシ田畑薄地トシテ石
 盛高トトスルニ租稅ト省クトクハトモ民衰ヘテ武家ト又軍役足ラ



改正補訂地方凡例録 卷之二上 一 檢地

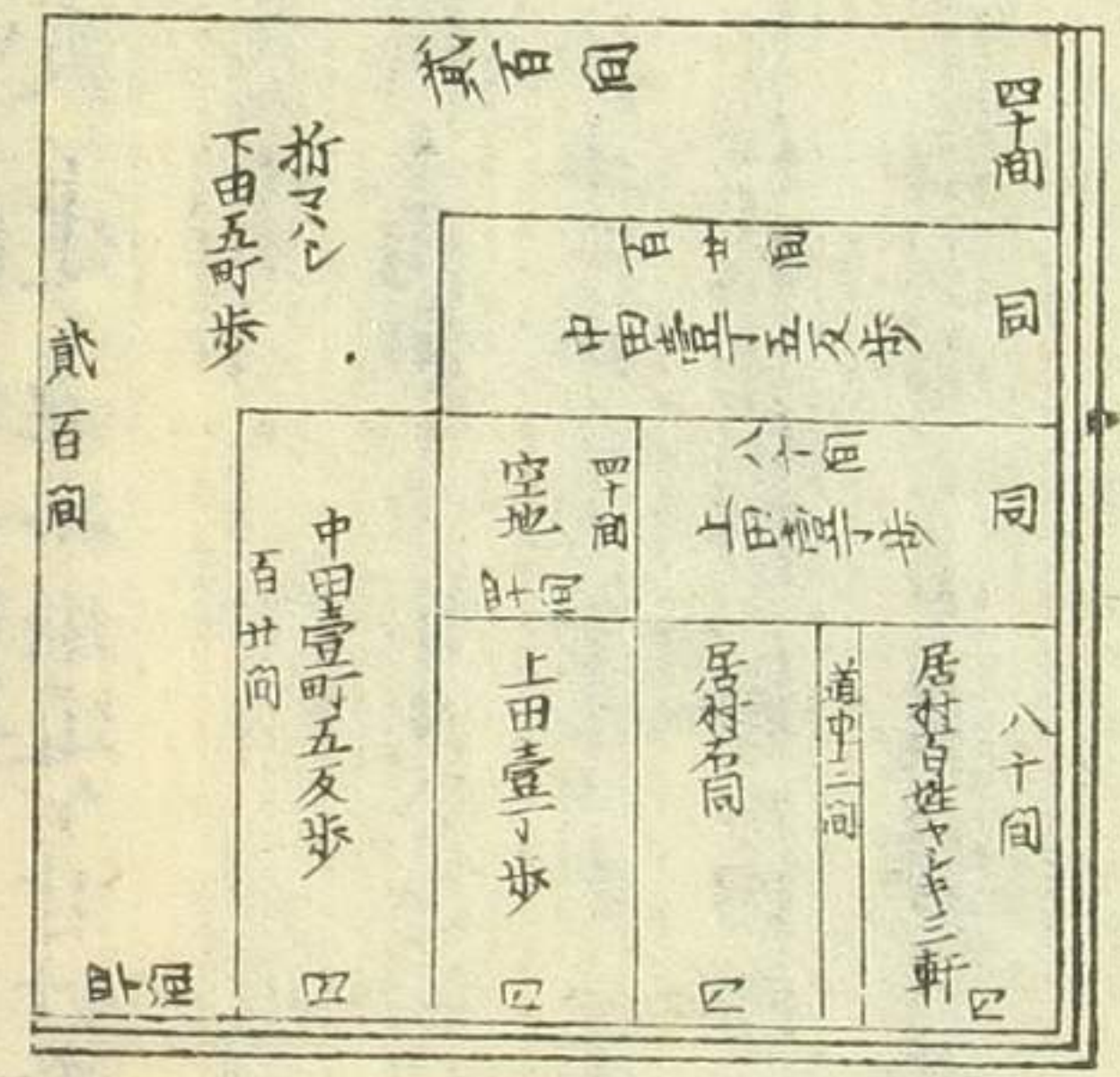
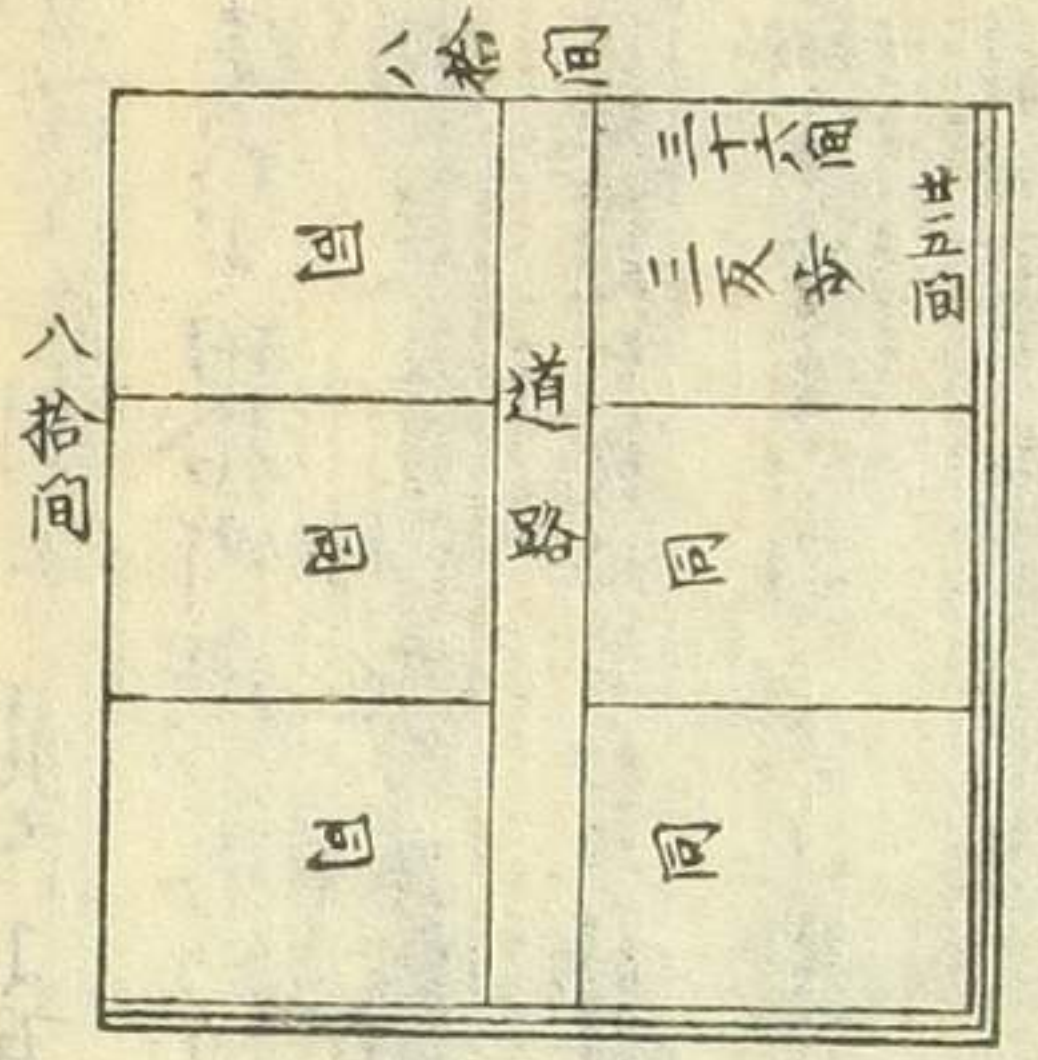
て地制の整ひたる地方を領する家ハ軍役能く勤めて礼義欠ることなく民を農業を快く勵むる能く法令を守る是を文武兼備國家安全の本あるべし故に仁政を經界より始ると云ふ地方を司る者此道理を辨じ檢地のより必を正直なまし只地墨石高の加ると功とし或は租税を厚く賦し物成の増を忠と心得るとは必を政道の煩と成り異朝の昔井田の法ありと云ふも聖代の道其理高遠より百代の未だ於て其事を用る便ふし今用る處を田方百石の地割を以て天下に押及べし檢地賦税の本より後令が高百石の村三ツ五分の物成を納る時三拾五石の米を以て武家百石の軍役を勤むると古今の通法也其餘計して百姓家數六軒入負三拾八余の渡世足る此制法を地面より此處の或

百間四方を一村とし其内は百姓屋敷を建て畔井堀道を付け堅横は地割をせられど田拾町畑六及わたり屋敷際貳町赤を上田とし其次は中田三町村端野末より下田五町屋敷附の畑六及屋敷六及外は空地五反やど諸用の為めよのり是を二三五の法と云ふ尤も村々右の割りあるべきことあり山野は村々或は他郷入會の田畑などありて一定せんと云ふも大凡二三五の法を元として其土地は依て考へらるべし右の割合左の圖のごとし

田方百石の地割の圖解

貳百間四方を四拾間四方充せ五に割て西北の隅四分を居村とし其内は上畑數敷を取り中央壹分を空地とし村付二方を上田とし其次二方を中田とし末の折廻しを下田と云

- 高廿四石 上田貳町步 石盛十二
- 高三拾石 中田三町步 石盛十
- 高四拾石 下田五町步 石盛八
- 高六拾石 上畑六及步 石盛十
- 小以高百石



屋敷壹軒前三及步

壹及步 家下庭田
 壹及步 藪敷
 内

一石盛と上田壹坪^茶は付^{モミ}椒壹升壹及^{タシ}と三石あり此内貳割と減^ゲと貳石
 四斗又半減米より壹石貳斗是上田の石盛十二より二ツ下^{サカ}よりして
 中田と下田を八ッ畑と中田は^{ホシ}准^シと極^キ高百石と成^{ナル}る又二割
 減^ヘるを干^{ホシ}減^ハ糶^リ等と除^クくを^{ホシ}干^{ホシ}減^ハ糶^リを外^シして正^シ実^シ壹升の内と
 り貳割減ると種^{タネ}代^{シロ}五分欠^{カケ}代^{シロ}五分年々損^{ソン}毛^{モウ}一割と積^{ツキ}りて正^シ實^シの内の二
 割引^{ヒキ}ちて石盛と極^キると^{ホシ}勿^レ論^ン水^{スイ}旱^{カン}損^{ソン}百姓の貧^{ヒン}富^フは依^ヨり稻^{イヌ}の出来^デ方^キ
 にも善^{ゼン}惡^{アク}ありて^{ホシ}それ^{ホシ}を^{ホシ}坪^ヘ疇^{チウ}と用^{ヨウ}ゆる大^{オホ}數^{スウ}の目^メ當^{アテ}と^{ホシ}第一^{ダイ}と土^{ツチ}地^チの

易に再檢て入る儀ハるをとり又田地の徑歩五尺と以て壹歩とるん
 と記しける書有り上古を度量衡とも大小の二様有りて田地の米穀を
 計ると大拵と用ひ土地の廣さと積ると大尺とて壹尺貳寸の尺と用
 ひく壹尺とし貳寸充延るゆへ五尺とて壹尺の延ると今の六尺四方
 あり大尺の五尺と小尺の六尺とて同数るれども後世とて小尺と
 去りの多く又大尺五尺の訣と知るその稀とて其断り多れを紛
 しきゆへ六尺四方と壹歩と記して尤もなれども古書ハ五尺四方と
 壹歩と記しける書も有りて見るゆへの疑も有りたるを其
 訣と茲に記す

一徳川時代新檢以後壹間壹分充のゆると加る法一成て六尺壹分の
 間竿と用ること定法なるより上古ハ六尺竿る處中古より元龜の

頃までの檢地ハ六尺五寸或々四寸の竿と用ひけるより世俗に申傳
 ふ今も上方筋遠國を古檢の村々々六尺五寸四方と壹歩と心得と
 る村多々れども檢地帳と勿論づきの書物も記しけること曾てふし
 畢竟古代の檢地に至りて地廣ゆへ斯く六傳へたと見えたり古も土地
 と量るる六尺壹間の積りるれども量地の抄とる為ハ間竿と壹丈三尺
 としてその中間と携へ歩行るる西端と地は付て印しと記すと地
 より竿と大槩貳尺五寸位と見て六尺五寸と弦とし貳尺五寸を鈎とし
 算法に依て股と出ると地面六尺のみの二ツあるを以て抄の行く為め
 古来の壹丈三尺の竿と製しけることより後世に至りて之を誤りて六
 尺五寸四方壹歩の処も有りとい心得遠ひたるるべし勿論工匠家作の
 間竿ハ六尺五寸或ハ六尺三寸と用ひるれを京間と云ハ六尺壹間と田

舎間と唱へ今も大厦高深いまで京間を用ることあり又田舎の歩の
六尺四方たること諸書よも見へて 本朝上古より事のよまらうは
夏殷周三代の頃の井田貢助の法も六尺四方を壹歩と定めるとんん
より尤も世代よ由て尺度の長短をり今 本朝よ用る処の曲尺を
商尺とて殷の代の尺より支那も唐朝より以来代々之を用ひ今和
漢も同尺より夏の代の尺を我曲尺とて八寸三分三厘余周の代の尺
を我曲尺とて六寸六分六厘余も當る 本朝の商尺を用ひ六尺四方壹
歩ること古今の通法なれども古検の場所の処の云ひ傳へて六
尺五寸或は四寸三寸の検地と云傳へるを今更論するも无益の事な
るに其村に申傳へのゆゑより取箇をも積るべし又上古の壹反は三
百六拾歩より壹歩凡そ敷壹升と積り壹反は三石六斗是と五合摺

より米壹石八斗一年三百六十日は割り一日は五合充壹反の米より
壹人扶持の積りを以て二百六十歩を壹反と極めたるより申傳ふる
ゆゑども何れも書のよも未だ見たりは田數三百六拾歩の儀は第三十

七代

孝徳天皇の御宇大化年中班田凡長三十歩廣拾二歩為段十段為所と定め
給ひして日本記よも見へて扶持方壹人一飯或合五勺の定めを遙く後
世のよるれが扶持方の割に定めたるより只三百六十歩一日
五合も當る勘定を以て後人附會の説るること必せり文祿年中豊臣氏
の命よ依て諸國検地の時を六尺二寸の竿を用ひ壹反三百歩は定まり
今の三百六拾歩も當る是亦壹反壹人扶持の積りのより申傳ふこの
時の大半小と云て壹反の小割なり大と壹反の三分二より貳百歩半

々百五拾歩小ハ百歩多ク太岡検地も三百六拾歩の由世俗申傳ふとい
えども大半小の割にて三百歩とて明らるる借亦六尺三寸竿三百歩
と六尺竿は直せば三百三拾坪七合五勺は當る處六尺三寸とて今の三
百六拾歩程は當ると云傳ふるも莫數は遠ひて不審多ク全く古への三
百六拾歩は附會して申傳へたる也又六尺三寸竿の儀ハ文祿の檢
地帳の奥書は間竿の數ふしその外何もの書も見當らば然し當時古
檢の村々檢見は新竿徳川家も六尺三寸竿を用ひ村々も古檢と
三寸竿の如くへ通法は成るるを今更敢て争ふべからざる也只古書は
見當らば出野審らるる儀を述るの多るるを去て地方の儀ハ古書
を糾さば出野の穿鑿疎くれば申傳へはらざるの間遠多し慶長元和
の頃よりの檢見ハ六尺壹分の竿を用ひ壹反三百歩の積りあり之に依

て古檢ハ六尺三寸四方を壹歩とし新檢ハ六尺四方を壹歩とする由
り文祿年中やとて古檢と云ひ慶長元和以後は新檢と云ふ去るるが
其頃やとて諸事大容にて檢地余歩畔引四畔等も確と定法るれど
見へ古き檢地の分をともく田畑の廣狭より換地の條目等天和貞享の
頃より追々相極り元祿年中飛弾の國檢地の節條目緊と定りたるより
其後享保年中關東所々并は大和の國檢地の如り古法と正し改め申捨
つりて新檢條目定り今こそとて用ひ引畝高の結び方等以前とい大
違ひたり依て慶長元和頃の檢地ハ新檢とも云ひくく別て文祿以前
の檢地を壹歩の寸尺も確と分らん余歩等ハ猶以て悉く不同なり檢地
時代も知まば水帳もふしといふ村方るるハ壹反の田貳反の余もあ
り又三畝の畑五畝も八畝も有りて甚だ地廣る村方も有り又百石の

村より田畑百石分はる、至く地詰の村も同くはなりとつへども先
古檢ハ地廣の場処多く相見へ水帳つりても當時の水帳とちがひ役人
姓名印形等の多たもつり、又姓名等ゆゑども至て粗畧の水帳より當時
の反別より引合む名前帳を用る村方も多かり、越後國蒲原郡るとい古
檢のゆゑより地廣の村方多く其中より新発田領ハ承應年中地改めせ
し処至て地廣あり新檢より三百六拾歩と壹反とし大步貳百四
十歩半歩百八十歩小歩百廿歩と往古の檢地より取合せ反別を附直し高
も古来の粗高のごとく取米辻と村高として拜領高より合せ諸役等取米
高よりかゝり本高ハ草高と云て名計りの高より成るより夫れへ他國より
稀るる至て地廣の場所あり

檢地余歩の儀古檢ハ貳割新檢ハ壹割五分の余歩と差加へ畔引壹尺畔

際壹尺充除き両方より三尺引き屋敷ハ四方と壹回充四畔引は除くの
定法るれども僅々の小屋敷もとりて四方と壹回充引てハ屋敷畝歩不
ちやうと成感ハ町立るる屋敷隣家垣根境等の壹回充引くこと成る
これと是等ハ見計ひを以て除たさるる敷林あり屋敷ハ敷林も除き
て繩と入る若し大敷林のあり屋敷ハ見計ひく敷錢林錢等を申付る
てもなり依て古檢壹反歩ハ壹反貳畝歩新檢ハ壹反壹畝十五歩あり答
ふりといへども檢地奉行繩奉行等の心より繩竿の幾詰又ハ繩を請
るるとの晴雨朝夕の差別より延縮よりより新檢の田地も廣狭お
るてもり勿論檢地ハ天下の大法地方の根元より一旦繩と入るは往
其繩を以て年貢諸役をつとめ實は民の豊窮よきて檢地は依るること
て至て大切なりとつり故は檢地強々ねが百姓未に至り退轉し地所も

自ら空地に成るや地頭も高計りたりて年貢ハ納まらざらや
 成行き又弱き繩にてハ無益に百姓に徳田を取らせ地頭を謂きふ
 く損失の付檢地の仕方ハ悉く念を入き上下の為と第一ハ心得奉
 行役人正路に致さるや古今とも檢地役人の正直潔白にて地
 方功者と随分をむとつども其内にも若し不吟味にて狼戾の檢地
 奉行役人等ありて民の難儀ともいふに百姓と苦しめ始終上下の為
 めの善惡とも願ふに聊くともも畝歩を多く打出し自分の功は致さ
 無慈悲の役人の手先は構りたる村方ハ繩もつたり高も増し未だ村方
 困窮の基となり果に地頭の損失と成りたり又民ハ國の元にて百姓困
 窮されハ國の衰微に及び地頭の為め成らばることを辨へ未だの為
 と第一ハ心得下民をわらわると別て檢地ハ國土万民未代の盛衰に係る

儀と勘辨して自分の功又ハ當時聊々の地徳は構りたる萬実の役人ハ
 掛き下奉行竿取等未だの者やを吟味行届き繩の緩詰ふし箇様の手
 先はわらわるとる村方ハ自ら入用等も少く當り前より正道の檢地を請
 け末世もその仕合より然るに檢地奉行惰弱して下奉行手付のりの
 ども吟味も届くや夫に就て不將の筋依怙具負の沙汰も計りか
 く諸事不吟味ゆへ繩の延縮も同たり得失不整も未代まで上下の
 煩ひ是又由ることあり依て役人の賢愚志の善惡克く糾し申付べし
 諸亦天氣曇り小雨等の日ハ繩湿り縮り朝に役人竿取等出がけるや
 ゆへに勢ひよく繩の引方つよく殊に前夜改め置し繩のゆるゆる朝露
 まで縮るや因り朝檢地の詰るものなり夕方よるねを繩またるとも付
 き竿取共も終日草卧自然と引方もよく繩の締りゆるむや夕繩ハ

延るものあり且又檢地の打始めの諸事細り吟味して反歩詰ること
かり日数重なる物毎次第よりこの付くものあり打初の村の繩詰
り数日相立未なるりて繩緩むところより付初中終晴雨朝夕の儀を勘
辨し緩む詰りの処を檢地役人随分心付るべきこと勿論なり尤も繩
を管繩を用ひ一日二三度充間を改むる定法をなども兎角一終するに
ことより付村は依り又ハ一村の内よても耕地より繩の延縮をかりて
自然と反別の廣狭出来たるより付より念を入りて心付るべきこと

一間竿の真間竿より壹丈貳尺貳分壹間壹分充の砂指のためより余計に
盛込る貳寸廻り位の竹或ハ木の末と銅にて張り壹尺充より目盛り
三尺目壹間目の印しの紛るるよりより用ひ又木と末は繩奉行の

印形を押し竹の皮を包み印形の消ざるよりより用ひることあり
竹太くして重く取廻しり勿論少しもゆるぎ有てはよろしから
ぬ水繩の等性の吟味より筆の軸位の太さを三線堅く綯より
流し引き強く抜き五拾間より六拾間より三寸余り長き繩は不締り
るり管ハ女竹の性より死を壹間充節を抜き本末を銅にて張り繩を
通し管繩より壹間目毎より白き皮を付間数を記し拾間目よりより
印しの紛るるよりより用ひ是又繩管より太くして重くして
強く締り兼るより尤も管繩の重くるりて締りより取廻しも宜しより
ざるより付今の多く管の繩より延縮するよりより念を入り拵
へ用ひるより然し定法の管繩を用ひるよりより都て繩檢地の反別
詰るものあり其心得るべきことあり

一檢地の端尺古来の両半不記と申法にて堅横とも間数は半間の附ぶる
 元禄年中の條目より半間迄にて尺寸の打及ぶと然しるがう田
 地の堅横は随ひ或は平均間より尺寸の八歩計の勘辨は入を
 る堅横の間数を水帳に書付るとは半間迄に限るべしとあり其後
 享保年中改りける新檢の條目より都て端尺の方六寸壹尺貳寸壹尺八
 寸貳尺四寸三尺六寸四尺貳寸四尺八寸五尺四寸と記をべしとありて
 今ハ寸を改め檢地帳にも六の数を以て前件の通り相記をせしむ成
 り尤も寸は加捨ありて縦令が三寸ゆれを捨て四寸ハ六寸と記し
 前後を加捨して右の寸尺は合するなり坪語のとれた端尺の間の法六
 寸を除し分よりと相合するゆへ端分の不尺の出さることあり又反別
 は語るとは一ハ捨て二ハ三ハ足ると云ことあり後令が壹及五畝壹步
 と出まハ壹歩ハ捨壹及五畝と記し壹及五畝貳歩と出るとはハ壹歩
 足し壹及五畝三歩と記を拾より上の歩も同然なり拾三歩ハ壹歩
 捨て拾貳歩とし拾四歩ハ壹歩足して拾五歩といふなり是ハ石盛を
 掛け高と附るとは歩ハ田法三寸を除き反別の分よりして石盛を兼
 り分は不尺数の出さる為め用る近年新檢の定法なり又古来の端
 尺も端歩も出次第より加除るとは付坪にて何坪何合何勺何方と
 出し反別も何拾何歩何厘何毛とあるゆへ古き檢地の村方より反別
 厘毛迄付てあり諸亦入歩込歩と云ことあり入歩といハ元禄年中の條
 目よりべて田畑廻り堀田の所ハ詮議と云は本歩の内へ入歩とい
 水帳に記をべしとあり然も堀田の所の歩数を畝歩の内へ入て其款
 と地株脇書に記し置くことあり其外入歩は成るは場処ハ何れも有

と出まハ壹歩ハ捨壹及五畝と記し壹及五畝貳歩と出るとはハ壹歩
 足し壹及五畝三歩と記を拾より上の歩も同然なり拾三歩ハ壹歩
 捨て拾貳歩とし拾四歩ハ壹歩足して拾五歩といふなり是ハ石盛を
 掛け高と附るとは歩ハ田法三寸を除き反別の分よりして石盛を兼
 り分は不尺数の出さる為め用る近年新檢の定法なり又古来の端
 尺も端歩も出次第より加除るとは付坪にて何坪何合何勺何方と
 出し反別も何拾何歩何厘何毛とあるゆへ古き檢地の村方より反別
 厘毛迄付てあり諸亦入歩込歩と云ことあり入歩といハ元禄年中の條
 目よりべて田畑廻り堀田の所ハ詮議と云は本歩の内へ入歩とい
 水帳に記をべしとあり然も堀田の所の歩数を畝歩の内へ入て其款
 と地株脇書に記し置くことあり其外入歩は成るは場処ハ何れも有

べし又辻歩とつゝの地面りき処より改めて畝歩を見計ひ減りて記を
是と捨歩とふ云々

一 郷蔵屋敷牢屋敷穢多屋敷等の古検の高外見捨地の場処多し新検一成
てを高一結び入る筈に付若し再検の村等たりバ反別と改め高一入る
年貢の差赦し高内引のつゝにべし又所より名主給堰高給渡守給
新田開発死馬捨場等の前より除きたるも新検の節に相改め高一結
び引物相立をたせり

一 居検地と云て稀なり是は古検の場処地果よく地廣を多く地押に致
さざ打出し有るは場処といへども村方の願ひを等入をるは見計ひ
て増高し申付反別の改めざるに付何れも増と申とも成がごとく高年
貢計り相増をゆる無地増高と村高の内書に記し本高一組入るは是

と居検地と云ふ右に云ごとく検地を上下方代の盛衰得失は係り甚
ど大切なることより其村々の日受木陰四面土地の高短山寄川附往還
端村居の遠近等々を考へ合せ地位を定むべし東西は高岸を受くる地
并に往還筋並木等なる地又の森林等も見計ひて木蔭引といふべし
或ハ片下りの地処に登り下り打つ竿の誥り下りの延るをのし付是等の
儀も心得就中土地の善悪地味等と能く存せしむる位を分て石盛と
附けがごとし其外種々心得りて甚だ六ヶ敷りの一付地方功者より
てを成がごとしなり又地所繩竿の入方等はその場処に随ひ色々口
傳りたることより諸証文諸帳面等仕立方の定法の先哲の著し置る書物
數多かりて悉く記を違はる定法の儀の新検の條目を用ひ不分明
のこは能く取調べ若し検地は取掛ることなり其筋の功者も訊問し

改正地所見録 卷之三十一

諸書物を微細に穿鑿せしめてハ容易に取掛り... 既前記を如く
検地を國家方民の安危に拘るること... 尤も念を入るべきこと
るり當時の定法は春検地の其年より高を結び秋検地の其年壹ヶ年と
見取りし其翌年より高入より... 検地済たる上石盛等を取調べ勘
定所へ差出して下知を請け検地帳ハ貳冊仕立て改めを請け一冊ハ新
田方より留り一冊を村方へ渡すことより私領として検地を八まるるも此
意を以て取計ふべし

一 検地帳と水帳と... 民部省は田圃の数量を書記したる計帳の
り之を大圖帳と... 依て水帳の御圖帳と水の字は書誤りたること
古書に見えり又或説は土地と水とを以て水土帳の下畧るりと
り説も... 又田の水を以て第一とせらるゆへは水帳と唱ふるに云入

先吏小宮山某の評は検地の其位反別を分ち経界を記するのるれ
が水土の下畧と云も惑説るるべし田の水を第一とせらるゆへ水帳と云
も押付くる考へるり検地の田計りのことより... 煙の屋敷... 山
りり左まれば水の縁は由て水帳と唱ふるも附會の説るり所謂水と御
圖の和訓同じきゆへ何となく書誤るるあべしと... 此説是なる
ん

禁裏の大圖帳... 依て是は類したる帳るを以て御圖帳なること著
明るり然りと... 舊来水帳と書来り徳川氏の書物も水の水の字を
用ひ世上一統は流布する文字を今更御圖帳と書改むべきことより非
を只その本源を知らしむるの... 又東鑑は水帳のことと田文と
書りこれら田の... 限るる... 難なる人も... 田

地といふは田畑一体のみを田々作地の總名をれば田丈と書くことも
宜るる事

一古来檢地條目之事

一檢地の百姓身代の浮沈は間別て念入る其郷の土目と見ること肝
要は間田畑上中下の伏場或は反高出目有之り不足致さざる事
考定見定め諸事簡便御繩強く正道は打可申事

一田畑上中下の位付專一は總て甲乙無之地方の村前より上順くは
野末と下と致し三折等分の位付作徳は共山方野方の村の相違
の地方可有之尚亦用水惡水掛引早損水損收納の勝手迄相考へ位付
簡致をばま事

附 田畑致坪付地請の節無相違様可致事

一上郷下郷の分地面の善惡は計り限るるは農業の外は余勢有之
う田方過不足も野山草飼場の勝手は大際之と含み申しるは
様可考事

一竿打の四人は過ぎは田畑或は穂の上蒔田荒畑等の打様弥致吟味一
日の内にも幾度も驗し打致さるべく殊なため込事大田畑目の及
ばざるは幾枚も元切打いて別筆に入歩御繩致さるべく反致さる
致し安くはても粗相よての宜しう事

一先組の内より手分り打申間敷事

一社屋敷の儀々金議の上屋敷分計り除き帳面は反別と頭し可申し
然も共簡便及び儀ハ衆評の上相極め猶相濟さる儀伺の上
相極め可申事

- 一 道橋井堀添狭く打詰申間敷事
- 一 名主百姓と案内致し引落無之ため誓詞可申付事
- 一 勘定場帳面認め小場へ他の者入間敷事
- 一 親の田畑子供分るも銘持主の名と付可申事
- 一 一村の内名主大勢有之組下の百姓分り分付のうへハ誰組と書付以来名田の分付紛を無之様致さる事
- 一 日と打本帳出来致しハ頭付無之以前毎日百姓と貸し渡し間違ひ名違ひ落地二重附等の有無吟味可為致事
- 一 間竿の大工曲尺にて壹丈貳尺貳分と相極む事
- 一 往還の大道田畑作場道并落し堀圍堤等の端通りハ三尺充除き可申事

一年季と定め田畑質物を入者有之我相尋ね質入者有之何年以前より何年季に入置けりも年季明請返し儀不相成田畑流成りし又何年以前質入し置年季明不申し申しハ其通り証又取之其者の名を記し可申事

右之通り可相心得小猶不相分儀ハ相同ひ可申者也

年号月日

- 一 享保十一年年新田檢地條目之事 當時總て之と用也
- 一 關東筋所新田畑屋敷檢地の儀先達て地所割渡し有之小分ハ帳口より番付の地引帳申付上田畑壹枚限り右の番付反畝歩地主名前

の札と建させ検地済次第右の札抜捨させ可申事

一村くく致内割反畝歩分置外処を及別地引帳に記し札建儀右同

断若し反畝歩不知処ハ検地致さばき順に番付を極め右の趣地引帳

持へ右同断の札と建させ可申事

但し野帳の先達て割渡し或ハ村割の反畝歩を肩書に記し番付

紛まは落地無之様可致事

一村境并一本田畑古新田境ハ検地不取掛前双方名主組頭或ハ庄屋年

寄并案内のみの立合右の境目相紛まはら様境目杭相建させ可申事

但し境目双方申分有之う境目不分明の場処有之ハ双方吟味の

上繪圖書付と以て可相同事

一其村名主年寄組頭并長百姓の内吟味の上人数相應に申付落地仕

間敷音并道筋用水溝堀等無益の儀無之様有体は案内可仕音誓詞

可申付事

附繩引竿取呂仕等に至迄若し非義有之は於てハ御代官御勘定人

衆の内へ早速可申出音誓詞前書に可載事

一間竿六尺壹分壹間の積に付壹丈貳尺貳分盛込く貳間竿と以て之

と打壹及二百坪たりべし

一繩の壹間充の管繩六拾間或ハ三拾間繩と用やべし繩延縮可有之

間早朝并四時八時之と改め勿論管透目無之様能く締壹間充間敷

札と付可申事

一間敷の端尺ハ六寸壹尺貳寸壹尺八寸貳尺四寸三尺六寸四尺貳寸四

尺八寸五尺四寸右の寸尺不足の分ハ之と捨て笑用の歩詰壹歩を

正地... 山... 金... 考... 二...

捨て貳歩ハ三歩ニ足シ是より上の端ハ之ニ准シ加捨... 畝の歩
ニ合小様可仕事

附竿繩数を入り分之を改め寸尺を用ひ平均の尺寸を右之通り尺
寸と可用事

一 田畑壹畝限り間数合帳ニ附け讀合せの上合算... 又畝歩を附け其
場... 畝歩ハ勘定人印形可仕... 尤も間数又畝歩
相違有之間敷哉案内の者も存寄申させ相違有之趣より改め直
すべし事

一 野帳の内一通日百姓共へ貸... 間数又畝歩相違も有之間敷や
相尋ね... 申分有之... 其儀承届改め直さるべき事

一 田畑とも字入念可書付并道幅用水悪水堀幅相改め其際の田畑股
書可記事

一 新田所々御年貢可詰置蔵屋敷有之... 屋敷地の検地高入仕物
成引... 勿論検地帳奥書... 委細記をべき事

附田畑の内大石大木墳等有之... 吟味の上検地之と除き其品と
地株の股書可記事

一 寺社領の境内吟味の上紛... 様... 帳面... 記し置る事

一 新田畑屋敷林畑等の内寺社有之願の上相立... 分ハ其場処の分無用
た... 検地願不申出... 検地の内... 入... 廣野ハ見捨地... 事

附無檢地ニ致し... 分ハ其田畑際并... 惣歩の処へ明細... 書記... 事

正地... 山... 金... 考... 二...

一 東南の高岸を受い場所并に往還道筋並未有之場所田畑木蔭引見捨
ころを事

一 畔際壹尺充を除くべし但し類地畔際壹尺充之を引畦壹尺の積り類
地共畔引壹尺五寸たぐし高畔等の見計ひ之を引べし并に小堤
等有之分長幅高と相改め其際の田畑を股書しつゝ以来不紛様仕
るを事

一 用水之をけり田に成るは処畑より有之分の田方と檢地のつらん
を尤も決然願の趣吟味可有之事

一 田方用水差支へば様吟味有之小溝路も以来近引の様地株の
脇書し可仕り田より田へ水引り地株の其品を記し置る事

一 借家并に小作有之は帳面より本地主と記さるし借家小作の名を記

度と相願ひの本地株吟味の上相紛きば様地主服へ願の通り
記とる事

一 田畑位付其村本田畑の位付を元より用ひ上の上の下中の中の下下を
下々の下と見付何より壹斗劣り新田畑位と極むべし勿論其村古
田畑真土の処新田畑野土は隣郷と吟味つゝ隣郷の野土畑の
位付を見合せ相應極むべし其村本田畑の野土新田畑真土は隣
隣郷真土の処の位を以て右同断見計ひ極むべし屋敷の其村上畑
の位付もるべし

一 屋敷の内家下庭構の分上畑の位付より上りし屋敷構の内畑を見分の
上位を付敷材等の敷錢林錢申付べし若も不相應の敷材等仕立りば
吟味を遂ぐべき事

改正地方裁判録 卷之三十一

三十一

一 竿取縄引の者吟味し、勤きせ検地の場へ無用の人足不差出様申付る事

一作毛踏荒さる様念入可申付、且又御代官御勘定人并下役卒取等に至る迄木銭拂ひ其所有合の野菜を以て一汁一菜の外酒肴一切不差出諸事費無之様吟味可申付事

右検地々百姓永代の家督より條検地石盛地面相當致し様念入べき者あり

午八月

此度関東所々新田畑并見取場検地の儀、寸條目相極り間、寫し之と遣し、各検地の所より有之、右の趣を以て検地の積り相心得らる尤も、検地致さるべき前願有之、右相伺はるべき以上

追々條目寫し、段々相廻し可申、在府無之面々ハ留守居の者被見、相返さるべく以上

八月廿九日

- 井沢弥惣其衛
- 細田 弥三郎
- 神谷武右衛門
- 辻六郎左衛門
- 杉岡 弥太郎
- 萩原増左衛門
- 稻生 下野守
- 久松 大和守
- 箕 播磨守

改正地方凡例

改正地方凡例録 卷之三十一

駒木根肥後守

御代官衆

右新田檢地條目享保十一年相極其後ハ右定法と以て料所私領共
檢地ハ之レことナリ

一 地押之事

附廻檢地の事

地押と云ハ田畑上中下の位付高石盛も前より在来通りと差置
繩竿と入並及別を改る地押とも地詰とも去其仕方ハ檢地ニ替る
ふし尤も一村の地押ハ格別一耕地二耕地位少々の地押ハ本檢地ニ及
び廻檢地と云ハ消こり廻檢地と云ハ其地所を方間より繪圖を
引出し歩詰りを改るこり何れも反別を改め出せど在来の石

盛より高を付出し同高より尤も隱田等より由訴入り何れも
細りて村方より願出或ハ地所紛ハしき筋等と捨置がら場処又
ハ據るん誤りて一村の地押とるんといへども上より地押等容易
申付る筋をいふし又論所地改め等とて地所相分らば隱田等田畑
の節ハ一村を又ハ論所耕地限りて地押より隱田等反
別地所等と改め出せば其場処ハ其品より改め出し致さといへども
高を増し出自高等ハいへども然れども論所も其誤りより一村地押
等と成り格別地廣くと論所の外も不將の地所等より其品より
依て吟味と遂げ過急増高等と申付るともあり論所の地改めハ本檢地
より致さく廻り檢地繪圖歩詰りを奉行所へ差出し何れも地押ハ廻
り檢地と云ふべきことナリ

改正地方凡例録 卷之三十一

一廻り検地とりつゝハ検地つゝんべき田畑一耕地限りとも又論評する
 バ其論評計りとも惣廻りと繪圖に寫し反別を改むと去先懸廻りの
 曲りめくゝの間盤を建て先の曲りめは梵天竹帳にて目當りたるのり也
 と建て手前の曲りめより間盤より方角を見込み午の何分とる未の何
 分とる十二支の當る処と野帳に記し其盤より先の梵天竹帳を間敷と
 打ちて帳面は番付と致し肝要の処へ杭と打て番付とふし順々に見
 廻る又其場処の内より田畑屋敷空地小山等の形を記しよハ寂寄の
 番より其田其畑或ハ屋敷も小山も其場処の方角へ何の何分と
 見込で間敷と打ち帳面に記し其処は盤を移し其田畑等の形と分間
 つゝ残るは清くる上へ野帳を以て見盤とて繪圖と引出せハ懸廻り
 の形も并々田畑山原等夫々の形の繪圖面は頭よりあり勿論間敷の儀

十間と四分と六分と其場処の廣狭は應じ繪圖の大との大概と
 積り分通りと極り右の引出くる繪圖の縮寸より畝歩と積り何反何畝
 歩と記してより右分間の仕方歩詰の仕様等色々ありとんども差よ
 り其大畧を記をのゝ尚後卷に至り因解を以て委々説くべし

一石盛之事

田畑に検地し上中下の地位を分け上田壹反歩は石盛放箇中下ハ幾箇
 と極め反別は掛け高と仕出を石盛と云反別は石高と盛付るもへ石
 盛と名付るも石盛の付方の土地の位を見分るも第一は土性の善
 悪を考へ上中下と差別とて諸上田ともある田方より稻作の出来
 方同じ様はゆるゆる作毛の善悪を見計りハ三四箇所も坪割をふし
 壹坪は平均して概壹升をば壹反三百歩は概三石壹町歩は概二十石

改正勘定簿 卷之五上

付五合摺より米拾五石あるべし則ち上田八十五の盛に付此高拾五石免五箇取米七石五斗あるなり

但し石盛の古法に前条に記さる坪折をふしより概の内式割を減じ仮令に上田壹坪に付概壹升ありて壹反に三石あり此内の式割を引た残り式石四斗と五合摺より米壹石式斗あり故に上田の石盛より十二に成るべき処享保年中新検の條目出し以後の検地の石盛よりの式割引を止め概の有次第の石盛に付るべき定めの様を成り勿論當時より土地の善悪は随ひ勘辨作畧ありこの検地奉行の見計ひより強て坪折概の石數よりの泥み石盛を極るより成る也
上田高拾五石夫より中下下々二男より即ち中の拾三下の拾一と九と石盛を付る依て上田壹反の高壹石五斗あり然るも田畑を

作人の精不精巧不巧又ハ民家の貧福も肥し入方の多少修理手入の勝劣より上田より宜しき出来方あり又中下下田より作方より宜しき出来方ありと付一村無位の田方へ最初石盛を極るに至て功者に入るより高畑は再検を入る元來位の極らるる其位は應下と上中下を裁坪とあり坪折より出来方を平均し見るるべし至て方り易しなり勿論隣村の石盛と地位を見比べ又々壹反歩平均何石何斗出来るやを積り根取米及に付七斗五升あるが五箇取とより十五の盛と心得べし中下下々必を二男より限るにやゆるく上田と中田の同格別の相違するに壹箇劣りよもれ又中より下より移る位も格別下田の地面劣りよもれに二箇劣りよもれをなべし然しあるが先ハ式箇劣りよもれ付ると通例の法より借又位り上中下二段よ

改正勘定簿 卷之五上

石盛と付る村方もなり又上の上中下中の上中下下の上中下と
限らば五段に分る村方もなり或ハ一村の内表と作る両毛作の
九段に分る石盛と付る村方もなり或ハ一村の内表と作る両毛作の
田少く有りて其外の湿地等より一毛作の田計りたるが一体の位と上
中下三段に分け麦田ハ上と下と付るも有り又蒲田麻田ハ極めて上
下付るも有り尤も両毛作の場処より宜しき所あり尤も麦々
悪地より出来るりのまれども蒲麻ハ上田はあくして仕付成りたる也
のゆへ蒲田麻田の分ハ其村の内より上への位は付る有りて東
を反取は付石盛はへ少く不同なりても取米はへ拘りたるあるもの
あれども高役ハ石盛は拘り別々上方筋余國ハ大方厘取のへ石盛
の高下土地は不當なり取米多少なり上下の為よりしき所あり
付石盛と極りしに至て大切の儀有り尤も土地の善悪のまは拘りし

作人の精不精巧不巧又ハ民家の貧福と肥し入方の多少修理手入の
勝劣より上田より宜しき出来方も有り又中下田よりても
作方より宜しき出来方も有りて一付一村無位の田方へ取初は石盛
と極るとハ至て功者への入りと有り古田畑は再検を入るも元米位の
極りるゆへ其位は應下り上中下を幾坪とあく坪割にして出来方を平
均し見るゆへは至て方り易く有り勿論隣村の石盛と地位を見比べ又
々壹反歩平均何石何斗出来るかと積り根取米及付七斗五升ある
が五箇取とて十五の盛と心得べし中下下々必だ二劣りは限るとも
ゆなく上田と中田の間格別の相違るが壹箇劣りはもし又中下下
は移る位り格別は下田の地面劣りたるが三箇劣りはものさへし然
しあつて先ハ武箇劣りは付ると通例の法あり借入位も上中下二段より

上田
と
同

改正地方列録 卷之二十一 三十三

限らば五段に分る村方もあり又上の上中下、中の上中下、下の上中下と
九段に分りて石盛を付る村方もあり或は一村の内表と作る両毛作の
田少くありて其外へ湿地等より一毛作の田計りたるが一体の位と上
中下二段に分け麦田の上と下と付ることもあり又蒲田府田へ極りて上と
下付ることもあり尤も両毛作の場処より宜しうある処もあり尤も麦を
悪地より出来るものもあれば蒲田へ上田はあつては仕付成るものも
のちへ蒲田府田の分へ其村の内より上との位は付るものもあつて関東
を及取る付石盛は少く不同りたりとも取米より拘りたるものもあつて
あれども高後の石盛は拘りたり別々上方筋余國の大方厘取の石盛
の高下土地は不當りたる取米多少ありて上下の為よりしうあるもの
付石盛を極りたるに至て大切の儀あり尤も土地の善悪のより拘りたり

山方野方早水損用水掛り日受或は農業の外百姓稼の有無等々を
考へ合せ五箇年の取箇をよく相対し位違ひあるやう随々念を入べき
と勿論あり借入往古検地の村方へ新検を入るものと元の数百年以前の
検地を請る節へ上田の処も變地のより當時の下田はあり又往古へ
下田の処も方今の中以上の田は成る場処もあることと付古検の位は
泥むともふし依て村役人ありは案内の者方より當時の地界を考
へ上中下の位を穿鑿し壹番より段々十五番廿番までも番付を付て
差出させ又検地奉行より下役帳付取等々を銘く見込の位を檢地
地引帳へ突合せ馬と評議の上石盛を定むべし
前条の記を坪新秋検地あるが其秋作春検地の其前年の稲作の出来方
と検地を極りたるものも然ることも年々の豊凶或は變事等より出来方の

後庄地ノ凡例

三三三

不同も所ねば一箇年より取極め難し新田畑開発ハ何を五箇年より三
 箇年鍛下年季あるよりよ付年季内ハ年々坪約のく何箇年より平
 準しく石盛の見合せよりく夜令ハ三箇年の鍛下より壹箇年ハ
 合毛壹升壹合より壹反三百歩を乗じ粉三石三斗あり五合摺より米
 壹石六斗五升又一箇年の合毛壹升より粉三石米より壹石五斗又
 一年ハ九合より壹反の概武石七斗米より壹石三斗五升都合米四
 石五斗之と三箇年ハ平均より壹箇年壹石五斗と成る其内ハ武割引
 き壹石武斗即ち壹反十二の石盛に成り取箇ハ四公六民根取四斗八升
 是を則ち古法あり然し今ハ武割引より直に十五の盛に付取箇
 も五公五民五分取より根取七斗五升に成るゆへ民の難儀計り
 おし上方筋の蒲田麻田麦田等多た場処ハ五分取より小民家の痛ハ

薄くれども関東ハ一体の土地劣りて薄田畑の多たゆへ五分取より
 麦田なる処とのへと上方筋よりハ格別作徳少し況んば麦田多た
 場処ハ悉く困窮に至り村方次第に衰微し潰れ百姓も出来果ハ地頭の
 損失とちれば何を四公六民の心得を以て取箇と定むべきとわく勿論
 取箇の強弱ハ其時の役人の心より一定ありてとわく石盛ハ未
 世まで動らざるものなれど検地役人未代の豊窮を考へ心を用ひべき
 とわく又畑の石盛ハ下田の位を畑の上より立ると通法と成るなり
 但し畑石盛の古法ハ中田の石盛と上畑の反石盛より田畑六分違
 ひの六を乗じ上畑の盛と成る反令ハ中田の石盛十公六を乗じ上畑
 の石盛六と成る田畑より大法武箇劣りあるが中田を十下田を八下
 く田六と成るゆへ上畑の盛を下く田に對用を五六十年以來

を六分差ひの法も用ひ上畑の石盛へ下田の盛を直用ゆること
通法と成り

其他の凡そ二箇方より位を定む然し是とても田は宜しけれども
畑は悪き土地も有り又畑は相應の土地とつへども田は宜し
らばる処も有りゆへは強て上畑の石盛へ下田と同位は限り
まらあく其村の土地は應じて見計ひらるべきなり元來畑は二毛
三毛又作物はよるを四毛も取るなりて田方より作徳なりとい
えども石盛も低く年貢も下免は付るこへ畑作は元來人夫手間等も多
分は掛り培養も余計は入るべしとて出来方も宜しうは旁へ入用多
く既は上古の人少くて田方第一は耕作し畑は少く雜穀野菜もど
も少く作はる百姓夫食の足しなり無年貢とて公納は成ざる由

然るに中古以來諸國とも追々多人数になり曠野原丘と開き立畑地
も多く耕作するゆへ一終は年貢と納るて成て鎌倉時代は取米を
畑年貢と納るて成りて上古の余波りや隱岐國佐渡國之
元祿の頃を畑方無年貢の由ありしが其後の余國立は畑年貢と納る
て成りて往古は米穀の價も至て安く畑取水田の取米は比べて左
ゆへ下免も有ぬれども近年穀物の價莫大に高く成り當時田畑
の取箇直段は引比べて甚だ下免は見ゆるなり然るに國法は成り
来り今更關東の畑は取米より多く又取上るて成難し勿論末世は
至るに民の精力を薄く成り其上斤鄙まで一終奢侈の風俗は移り自
ら耕作の衝疎く其上肥養高直は成て微力の百姓は十分の耕作も成り
難く古は比べては田畑も取箇へ悉く減少し取分け田方八段々

高免タカメ成り作徳サクトク少く田勝タカチと畑不足ハタフタの村方ムラカタハ別ワケと困窮コンキョウ及ぶべし
 既スデ畑ハタハ無年貢ムネンキョウの時代シダイさへりり勿論モチロン田畑ハタ六分ムカ違チガハの古法コホフもりり畑方
 新検ニシケン成り石盛イシモリと付ツるよハ心得ココロエちるべきなり
 一屋敷ヤシキの石盛イシモリハ多分オホク上畑ウヘハタ並ナれども畑ハタハ構カマハざる屋敷ヤシキハ十トの盛モリ極キマと
 る処トコロもりり又ハ中田ナカダの位イハ付け上畑ウヘハタより壹箇ヒトツも貳箇フタツも高く附ツくる
 処トコロもりり箇様カヨウの村ムラハ今更イマモシラ上畑ウヘハタ並ナし引下ヒキサグべき筋スジも亦モあつねが古検コケンの盛
 又習ナラひて之コトと定シむべし然シカし新屋敷ニシヤシキもどき當時トキノトキ検地ケンチはらへば上畑ウヘハタ並ナと
 るべし且カつ大屋敷オホヤシキも屋敷内ヤシキノ畑地ハタチ等ナ多くちるが家下庭構イニタニハカマ門内カドノ等ナ
 分ワケハ上畑ウヘハタ並ナし畑ハタの分ワケハ土地トチ相應ソウオウ外ノの畑ハタ並ナの石盛イシモリと付ツべし漆茶桑楮ウシチヤクサク
 等ナと植付ウヅケてりる畑ハタ并ナ早損水損サソレスイソン等ナ又ハ麦田ムギノ両毛作リウモウサク片毛作ヘンモウサク等ナ勘辨カンベンハ
 一地位チイより高くも低くも石盛イシモリと付ツることハ前マヘは去クり古来コライの

法ホウよりとゞく近年チキン新検ニシケンの條目ジョウモクハ畑ハタ中ナカ四木シボク等ナ植物ショブツの有無ウヘナと拘カハ
 らば其外ソノトモ両毛作リウモウサク片毛作ヘンモウサク水早損スイサソ地等チナの勘辨カンベンも及およぶ土地トチ相應ソウオウの石盛イシモリ
 と附ツべき由ユの定法テイホフ成なりり
 一新開ニシケン或シハ見取場ミトリバ高入タカイリ等ナの検地ケンチと改め石盛イシモリと附ツるも其村モトノムラの本田ホノハタ畑ハタの
 位イハ見比ミヒべ新田ニシタ並ナけ壹箇ヒトツもりり附ツるも然シカし新開場ニシケンバシヨ外ノの地位チイ至いた
 て劣オトり其村モトノムラの石盛イシモリ相違ソウイも隣村リンソウの地位チイより見合ミアせ新ニシ下ゲ田タ砂畑スナハタ
 もりり六名目ムナナメより本ホノの下シタ田畑ハタの位イより或シ箇ツもりり三箇ミツツもりり低く附ツるも
 りり若ニし又本村ホノムラハ山守ヤマモリ野方ノカタ等ナより土地トチ宜ヨシしりり石盛イシモリ低ヒた処
 新田ニシタを海川ウミカハ附州ツクシ或シる沿地ソノチ等ナの新開ニシケンも本村ホノムラの地縁チヅメ離ハナれ本田ホノハタの土地トチよ
 り格別カクベツ宜ヨシした村ムラハ本田ホノハタ畑ハタの石盛イシモリ並ナ拘カは隣村リンソウ他村タムラの石盛イシモリと見合ミアせ
 尚ナホ亦モ作物サクブツの出来方ウケカタ等ナ考カウガへ土地トチ相應ソウオウは石盛イシモリと附ツけ新田ニシタも本村ホノムラの石

盛より高きあるてもなり大方園と上田を十五の石盛多し尤も十二三
より十六七とぞの石盛なり田畑上中下平均十の石盛とて十町百石
の村は大抵上の村あり其内他園は勝る石盛の高きハ越前甲斐大和出
利方今ニケ風奥州方今五ヶ国等の内ハ二十七ハ三十余の石盛あり
り又伊勢の國中より二十より二十一二十とぞの石盛なり筑後久留米領
あども田畑平均二十五の石盛あり箇様の処ハ尤稀ありたり勿論石
の園とあども前条ハ云坪野叔の割りと附する石盛りてハ決してふし
右の園とありとて稻の出来方余園は左を替りててもふ坪野の
勘定ハハりて其詮ハ既ハ免ハ漸々壹箇五分或ハ貳箇三箇位の下
免りて取箇ハ格別余園ハ勝るやうにも見らん全々園高とぞ多し
る為ハ古来木相应の石盛と附するて同ハ料所の檢地ハ石盛と伺ハ

勘定所へハ差出し新田方掛りの吟味を受け下知の上取極め其下
檢地帳と出をとり

一斗代之事

斗代と云ハ石盛の別名とて地面の高矮斗は當ると云々なるは村方よ
てハ壹反の取米何れとて根取のてと斗代と唱ふる村方多しゆえ
石盛と斗代と唱てハ紛ハレ當時斗代と云ハ多クハ反取のてハ成り付石
盛と斗代と唱ふるハ先づハ宜しとて尤も村方よりつて石盛と云ふる
とれ上田と壹石五斗ハ上斗斗代と云ふるは斗代と云ふるハ石盛の本式
心得る村方もあり

大半小歩之事

天正文祿の頃とぞの檢地ハ大半小と云て壹反三百歩と二ハ分け小

割りて永高の頃より石高は移る時代をも行われしこと見へ往
古の検地帳所持の村方より大半小の附くる水帳今もある処あり尤も
上古よりのこととを聞え其始元時代を知れども大半小の小割
を左の通り

壹反二百歩

大歩貳百歩 壹反の三

半歩百五十歩 壹反の半

小歩百歩 壹反の三

豊臣時代天正十九年検地奉行守田石京下野の國足利郡利根田村水帳
の内

中田五反半 四拾貳歩

下田三反大 拾壹歩

田合九反小三歩

右の通り相見へ位反別も有りて高石盛をふく関東永高同様と見え
又何尺竿を以て検地と申を工も亦く壹歩の寸尺も分らぬも
太閤検地の六尺三寸竿と専ら去ひ傳ふるとりども前条にも去り
水帳に記しともるひきば不分明あると有り文禄年中諸國検地の節
に至り壹反と十一割り壹畝と定めたる由又越後國にも大半小の附
くる水帳所々ある由あり

一 竿延之事

是ハ古檢の村新檢はあむ間竿の寸尺差あり付打出しの出歩あり之
と竿延と云元和以来の新檢六尺竿よりありたる村方より論地はあ
り又を何ぞ子細りて検地或ハ地押等して一村の反別と改るとはハ
山添川附野方等切添とて地廣はあり水帳の反別より余計は打出をこ

ともあり又右より去りて新換し成ても元和寛永の頃より物ごと大
 容して田畑余歩等も余計に附するもの當時に至りて検地せむれ何れ
 打出しあるは付箇様の類も竿延と去或ハ切漆の場処なりて其場処
 計り改め出し高及別と相増を分ハ新田同様とて竿延とハ去さる事也
 一 田畑名目之事

附四木三草葎若格之事

- 蒲田 麻田 麦田 見附田 砂田 山田 谷田 棚田
- 沼田 深田 植田 蒔田 摘田

一 田畑の名目往古々上中下下々の位ありて左より右の外の名目ハ石
 高以後始りしとあり

一 蒲田も疊の表は織る蒲と作る田と上田より下りてハ性合も悪く

用立む此田ハ中國筋近江邊より多し稀きハ關東甲州あどもありれど
 も上方の蒲と違ハ性合も宜しう下品あり尤も燈心ハ成る蒲
 と常陸筑波郡邊より多く出て鹿田より作るなり又麻ハ元來畑作なれ
 ども畑少の村方とて地面宜しき両毛作の田も作る然も鹿田より
 ても延も短く性合も宜しう上々の田と撰て作むバ蒲田同然也
 夫れハ蒲田麻田と石盛と上々ハ附る蒲田ハ勝手作ハ付検見の節ハ稻
 の上毛並ハ合附とつれ尤も所より蒲の跡ハ稻と植え両毛作も成
 る場処あり麻田麦田ハ両毛作あり木綿も田も作るハ勝手作なれど
 も五歳内中國筋綿検見ある國よりハ木綿計り田も作りてハ畑綿同
 然ハ木綿検見ハ差加ゆるあり尤も綿検見ある國よりハ田も木綿と作
 るハ稻の上毛並ハ成る此外鳥芋管等ハ何品も作るも勝手作の分

わ上毛立も成るるなり

見附田砂田山田谷田等ハ其村の下ノ田より成るる悪田ノ位あり
ト夫ノ名目ト附け段ト下ノ石盛ト附るなり此外悪地下ノ田新
下ノ田野地田荒田もど村よりよるて色々名ト付る無位ノ田ナリ其
内見附田ト云ハ悪地ノ内トハ少ク宜き処ト云悪田ノ内ノ見附田
ト云意あるべし

砂田ト云ハ山沢川端等ハ荒砂交リノ至て下田ト下ノ位より成る
ガハ夫ノ名目ト附る無位ト石盛取箇ト低ク付る
田ト云あり

山田谷田ハ耕地ノ名あれども通例ノ上中下下等ノ位ハ附る所あり
夫ト山田谷田ト唱スハ其位ト唱ム又山田谷田ト名ト付るハ山ノ

洞谷間等ハある田ト至て土地ハ猪鹿ノ荒しも強く下ノ田ノ位
より成るる分セ山田谷田ト名付く是亦無位ト石盛取箇ト低ク
付るなり總て山間ノ田を繞るハ三步五歩充段ト坂ノやうニ畔ト立
て檀ノやうハ棚田ト膳田ト唱ム之ハ割付等ノ記ト名目ト
て云ふし又位ノある田ト砂田山田谷田等ノ田ト山ノ片垣ノ段
ト畔ト坂ノやうある田ト云ハ棚田膳田ト唱ム
一沼田深田ト位ノ名目又ハ耕地ノ名ト云ハ只泥水深田ト云て関
東トハ常陸邊ト多く其外ナリ越後ハ別て深田ト云て関
入トカレシキト云ハ是ハ徑ハ壹尺五六寸ノ竹ノ輪ノ内
板ト嵌め鼻緒ト其板ト付るものあり之ト云ハ深ト云
て田ノ中ト云ハ又沼田深田ト世俗水田ト唱ム

〇〇〇〇水田と云へ元来田方の総名より格と作るを水田と云ひ畑
 物と植るを火田と云て畑の字ハ火田と一字ニ寄せるものより畑
 の正字を圍園の二字あり此二字ハ何れも畑とて畑畠とも俗字あれど
 も今世上一統通用されば地方の書物等ハ正字ハ却て認めざるより
 一植田蒔田摘田とも田の名目も位も何れも仕方の違ひあるを云植
 田も苗代ハ仕立する苗と植る田とて通例あり蒔田と云ハ苗とてハ植
 えハ椒種と苗代ハ蒔くこと檢田ハ直ハ蒔作る田と云摘田と云ハ地と
 撥て植る処と棒をとりて穴を突てその所へ椒種と摘を入るる田也
 又灰と交て肥水とかけ流りて入るるも何れも此蒔田摘田とも苗とて
 植付て成長実入ハ悪き土地より其処より前より仕来りたる
 ところ関東筋の山寄も悪地なるより元も下田とも蒔田摘

田と土地と合して植田と云る処も何れも其土地の仕来あり
 苗代田を親田と唱えて之ハ格別出来方宜したるものなり

- 桑畑 楮畑 漆畑 茶畑 麻畑 見附畑 砂畑 山畑
- 野畑 焼畑 切替畑 薙畑 鹿野畑 苧生畑 林畑

萱畑 萩畑 葎畑
 桑畑楮畑漆畑茶畑麻畑を上の畑あり此内桑楮漆茶と四木と云紅花
 藍麻と三草と云て四民とも暫くもあつて叶はるる日用第一の品物な
 り石の七品を上畑石盛ハ一箇上り又ハ上畑並ハ附し処り何れ慶長年
 中美濃國檢地帳ハ桑畑楮畑を上畑ハ一上りより十三麻畑茶畑ハ上畑
 並より十二の石盛ハ見ざる然も前ハ述ぶるより享保以來新田の
 條目より植物ハ當時の石盛ハ土地の位なるより植物ハ拘りて

地呆の善悪は随ひ位相应は石盛と定むしとのてり

但し四木三草ハ元漢土より渡りしものと見たり去あらし楮を

本朝の楮と漢土の楮との性合違ひると見へ我 邦のやうなる紙

を漢土よふし因て我 邦の扇子傘など漢土よふ大は重宝とい

又唐紙も我 邦よふを製しうて然る紙の木違ひると我

邦よふも三侯と去木の皮ハ紙に成りて甲州の檀紙ハ三侯ある由は

蔵半紙のやうある紙よ封 是ハ楮の紙と違ひ唐紙のてく堅横も

よ裂て性合宜しうて紙捻などよあらしるものあり

一茶を第八十四代

土御門天皇の御宇建仁年中建仁寺の開祖千光國師宗西入唐し宋朝より

茶実し得て歸朝し明慧上人榎尾山城に植ると始り其以前の漢土

より蒸茶して渡りしと用ひし由其外の六品の元來我 邦よ自然と

生じしものあり又ハ上古異國より渡りしと詳なり

良岩ハ三草の外とりのり 和漢尊卑しる之を嗜み三草よ劣らばる

ものりて元漢國よ生じし由 本朝よ良岩の渡りしる始りハ慶長十

乙巳年南蠻國より肥前長崎へ種渡來し同所櫻の馬場よ作り始り其

後國中ハ廣り今國よ名産なり然るも

禁裏柳宮并諸侯方りとも宿客招請寺よ用ひざる由あり

見附畑砂畑々見附田砂田等と同意して下り畑の位も付がら悪地よ

をいし其内よ少し宜しきと見附畑と名く砂畑ハ海邊川通りよ荒

砂交りの土地よ何れも無位よ下り畑より石盛も低く取箇の

反當りも安くしる畑のてり

一山畑と云々村居は離れよる山茅は畑地なりて本村下畑より地面
 宜しうて作物も生立所しく禽獣の荒れも強く下畑の高請寺成
 がた分又ハ畑の名目なりて下畑より作物も仕付ど猶木など植
 え薪伐出し或ハ松杉檜等材木もある木と植置たり又柿栗など
 の菓実と仕立るなりて下畑の位を受ぐり依て山畑と云名目と
 附け無位して石盛取箇より低く附るあり

一野畑も山畑同然なり野方原地等の惡地の畑と野畑と云名目して高請
 畑のてりなり

一焼畑と云ハ里方よりあく山中よりあるなりて信州より尤も多く上州様名
 山赤城山等の様ある畑地よりあく山の斤咀の小米草立の処と
 小米草立とも焼て一雨受を灰の湿りたる処へ蕎麦粟稗等を時付

け肥養も用ひ灰許りて生立する作物のへ実入り宜しうて実よ
 夫食より仕付るなりて之切替畑とも雑畑とも云ひ石盛等も至て
 低く山畑より下りあり然し蕎麦許りの焼畑の分と極上といふ夫のへ
 信州上州の山中の蕎麦ハ格別宜し勿論年々同じ処は作付ハ為し難く
 當年仕付る処へ来年ハ草萱生立次第より置外の所へ焼畑とし
 て作物と仕付け右の草萱置置る場処の草立の様子も随ひ翌春翌々
 春焼畑より一年或ハ二年皆一仕付たりといふ切替畑と云依
 て檢地と受るとは仮令ハ十町の場と檢地とれば五町ハ三町ありてハ
 作付と云ふは半ハ一箇年ハ二箇年ハ休むあり十町の場処より五町
 より三町高受と云ふ箇様の場処ハ余歩も定法ハ拘りて格別余計ハ差
 加ふり右焼畑より山内木立りる場処又ハ焼畑も成べき場処とも

一同一山反別相改め山高し請置其内焼畑ある場処ハ作付とて
るも所り是ハ切替畑と云ふ山高あり又右体の場処と無反別とて山
稼焼畑等の見込と以て山高許り受る処なり

一鹿野畑と云ハ重し出羽吟奥州吟等と唱え極山中なる切替畑焼畑
と同様あれども鹿野畑を高許りして無反別とて作物仕付方ハやう
焼畑同然あり又往古ハ見積りして一山高請とてうらうらとて入る
是より是れとと暇と極りもあく割付ハ鹿野畑無反別と記し至て下
免し少く年貢と納め悉く場廣あり又所よりうらうらとてハ反別の付るも
所由あり

一近生畑ハ甲州郡内領ニ此唱え所りこれ右と同然されども高反別お
りて年貢ハ多分大豆と納るも付村方より大豆高とも云むハ一通り

の焼畑と違ひ五年も十年も株小木草等と立置夫と焼て跡は作物と仕
付又其場所ハ翌年より五七年も株草立よと休め置宜しき時分焼
立て畑作と仕付るあり一休郡内領々山計りの場処とて往古檢地の砌
りも右の通り五年も十年も休むるもへ至て繩延して壹反歩の近生
畑々壹町歩も貳町歩も所り草萱立よとるから焼畑と云ふ場処ハ一休
と繩と受地主と極り所りて彼方此方と少く充焼畑よりて作付をふし
年貢ハ壹反又大豆貳三升又五五六升り納め至て下免の由あり又郡内
領ハ養蚕重の処にて桑と多く入用あるゆへ近生畑へも之を植付又
山より所りて何れも大木とて葉とゆらで遣ふ所り諸右の切替畑焼畑
鹿野畑近生畑雜畑ふと所りて名も替り仕方も少く充違ふといえ
どもまへて云処と焼畑とて其國其処の仕来りて反別あるも所り又無

反別もつり又所々々々作付の仕方少く充違ふあり信州北國筋より
 焼畑大分つり尤も上方筋四國西國とも山家より何方よりつり
 一林畑と云ハ高受をいへば横拍其外雜木等と仕立新伐出を畑とて山
 畑同然と下く畑の位も附がく林畑と云名目より石盛取箇低く付
 る尤も林畑より下畑下畑等の位付もつりて山中のとも限らば野
 方より里方より地廣ある処より里方より上州勢多郡邊武州川越
 領野火止領もど処よりつりて野方の惡地あり
 一萱畑と云々畑請りて作物と仕付を萱立といへば置無位より石盛も
 低く年貢も少く納む畑の萱ハ性合宜しく延りよく苦等もありて山萱
 よりハ直段格別つりりつり又萱野と云ハ無高無反別とて運上永寺
 と差出し或ハ萱野年貢とて米りと納る処もつり是ハ萱畑とい云ハど
 るあり

一萩畑も萱畑同然より高と受萩と仕立る畑あり無位より石盛も低く
 萩畑年貢とて物成も少く出を萩畑萱畑と養ハ手入等の世話もあく作
 物より却て勝手は成る筋もつり又萩畑名目より土地も可ありある処
 と所發して畑作と仕付るともつり若し左様の地所ハ見分吟味の上本
 畑と直を又野と立る萩もつりこれを無反別とて萩立の様子と見計ハ
 萩役永寺と申付るともつりつり
 一葎畑も畑受の場処下畑等の水付より作物も仕付くつりゆえは葎と
 植立る処もつり又葎畑と云名目より無位より高受より年貢を納る
 りつり大川通り野地海邊等葎野と云と無高無反別とて葎運上を納る
 葎立の場処もつり葎のよとて河岸通りあどは植立をハ根蔓延と土地

改正補訂地方凡例録卷之二上畢
締り大水等の節ハ水刻ニ成り岸の田ニ至テ宜シクをのり障り
ガ随分仕立ぬるものなり

改正補訂地方凡例録卷之二上畢

改正補訂地方凡例録卷之二下

高崎

大石久敏士著 著述

一新田切添之事

附分間之事

癸卯年季之事

地代金之事

一新田と云ハ新田畑屋敷等の總名ニシテ新田とも新開とも云細クニ分
テ云々然レ新田新畑新屋敷の差別ナリ何レハ一場立ニテ所々新規
ニ開発スルニ由ル新田ト唱ヘ海川の附洲池沼等の埋りたる処山方
ハテチ葎場等田畑ニ成ル場処ト見立テ其村の者トモ又ハ他村の者
トモ新開ト願出ると然レ古田畑の障り并ニ隣村差障の有無等ト爲

改正補訂地方凡例録卷之二上畢

と糺し障ふ々れハ新聞を申付るあり此時は於てハ先づ大繩及別々
其場処の総廻りせ分間し障るべき地所用水路堤敷道敷等ハ除きて分
間繪圖歩詰と以て總及別何程と取極め備此地ハ早速田畑ノ開成り
易き又ハ格別開成り手間の掛るべきやと見分し五年より三年よ
てり登下年季を極め地代金の其場処相成り凡そ壹反金貳分或ハ壹分
と相定め總金高銀下年季内ノ割合て納めさせ年季明て翌年ノ至まハ
檢地と調べ高入るる是ハ稍作植付以前ハ早春ハ新取跡ハあくて
を檢地をふし難く又其年の立毛を檢見せしむハ石盛の當り并取
箇の程ハ分らざる付多ハ秋冬ハ掛ての檢地ハいつ方よりし石よ
り記さる秋檢地ふれハ其年計り一箇年見取すつて置て取箇ハ檢
地通り申付翌年より高入るつてハ其の定法あり又新田畑石盛の儀を

其村の本の田畑類地の石盛と見計ひ其外諸事考へ合せて極べし若し
他村他國の者等新聞を願ふとハ村方差支への有無と別して念入相
糺さるつてハ後差支へ出来るものあり一休町人の請負新田ハ停止
しつとつども近年ハ大坂町人など多分の新田ゆつと付一際ハ言
ひ難し若し町人請負新聞を願出る儀ハつとハ其節ハ至り伺ひし上取
計ハ方然るべし代官其外役人より見立新聞ゆつとハ其人一生物成の
十分一を給り日の定法あり
一古田畑の地續を切開するを切添と云是又多分の切添ふれハ其場処計
り檢地をふして高反別とも相増えたり石盛ハ類地同様とつと併し
類地ハ土地よりしく切添の分ハ山寄木蔭野村等より前歩も多格別
地景劣りするハ類地同然の石盛より附ぐとつとハ土地を見計ひ其上

一 中より下より附るるものり
 但し分間と云ハ檢盤を磁石を立十二支と割付夫を以て方角を
 振り同敷を引き百間と四寸と六寸と或ハ壹尺とハ場処ハ廣狭
 二應じて極め繪圖を仕立るとり分間を反別を改る或廻り檢地
 と云ハ又右繪圖の形は随ハ四角三角或ハ中角を取り幾切より致し
 て寸尺を當て何間ハ何間と坪誥を致して反別を改るを歩誥と云又
 鉞下年季と云ハ地所二應じて開き手間其外開發入用を積り何年
 まで年季を極め其内ハ作り取致せと盤下を差免と云地代金上
 納りて其空地と云ハ海川と云ハ地主多ク場処ハ去べて地頭の
 物多クハ開發して其場の地主は成るゆへ真如として地代金何程
 の差出ると土地を買請る心あり

一新林立出之事

一新林立出之事
 新林と云ハ原地秣場又ハ元山等の空地にて木立あり一場立ると云ハ
 新規の木を植へ立ると新林と唱へ又有来る古林の地續の場木を植
 足し林と廣げると立出ると云百姓持の反別ある林と云ハ又無反
 別として年貢の役承林錢を納む又林續きの空地は多分植出をさせ
 を反別ある分ハ立出の反別を相改め無反別の場処ハ廣狭を見計ひ年
 貢林錢等を相増を勿論空地は新林を仕立ると願の上年貢る林錢を納
 めるやと仕立るとり取計ひてり一体切添立出と言葉つづりハ
 唱はると切添ハ田畑立出ハ藝林のりり

一 土地善惡之事

一 土地善惡之事
 天子諸侯の宝と云ハ土地あり孟子は諸侯の宝三と云るハ土地人民社

稷のニツあり中より土地を第一と云土地は五品あり是と五土と云一
山林二川沢三丘陵四墳衍五原湿あり山の土石積で高きを
云ハ林ハ竹木多きを云ハ川の流るるあり沢ハ池沼湖の類立ハ土
の小高を所陵ハ大なる丘と云ハ墳ハ水邊の岸垣と云ハ衍ハ地下りの
平なる処原ハ高くして平は打開く處湿ハ水めりたる處を去て何を
也

天子諸侯より庶民に至るまで所用の事として土地を尊むべきこと勿論
あり然るに國政は與る人々土地の善惡を知らんば有つらば先づ檢
地石盛を付るも地果の善惡を能く見分るる第一あり土地を見らば
先づ陰陽を見分け草木の盛長と色合并は土石の色合輕重強弱粘ると
脆きと淺深と地所の高値と心と付べし其大槩を云へば南下りの土地

を上東下りの中西下りの下北下りの下南と知るべし土湿を粘り塊
るを陰乾きを重く云らるる陽あり陰氣の陽氣は勝ざる様は心得べ
し村居北は在て南と請け村前は田地ありて北の方高く南低く日受よ
れり上田あり又南は村居森林等ありて北請うる北低き地を下田あり
東高く西低き土地ハ下田あれども早霜宜し西高く東低きの中にて
晩霜より又水掛りより底は水氣を含る日受より上は陽氣を受け地
深く土目重く潤ひありて塊り榮るは碎くるは上は田あり尤も田ハ少
く地淺くとも水掛りきへより日受の田ハ善く畑の地淺あるは作物
の日受強く甚く惡し又村里の垢水流を入る田ハ宜し然るは汚水多
く入るは必す縮よ虫の付りあり真土は赤黒青の小石交ると白真土
は粘りよれと黒真土は麝香色あるは上地あり粘りよれ日堅なるを

改正地味... 卷之三

下りの土あり又原付の高きハ田畑とも悪地と知るべし野土... 潤
ひかりと重なるハ真土又劣むる上あり又鳥色ある上鼠色ハ中
鍋墨の... 見ゆるハ下あり山土薄柿色... 土目軽く又焼土の様... 赤
く粘り堅まる土砥石の... 白く堅まり... 土山方... 多し何れも取分
悪し又泥土重なる上軽なる下あり又畝に置る田は稻の根株大きく
赤く沢山... 地性悪しく野土砂土... 締り多なる根株損ず
しと浮易く太く沢山... 甚と悪田あり真土締り土目... 上田
ハ根株少し又耐... 似たる牛蒡と大草多く生る田ハ下... あり土筆
の沢山出るも下畑あり又地の底は朽... 段... 根多く竹...
さ... 込... 許し這入る田あり之を常陸邊... ハゲドヤと云ハ國... 依
とハホックと云所も有り出羽... 越後邊... 浮田と云又田の畔と云

和漢三才圖會... 土性辨... 砂真土... 白真土... 黒真土... 赤真土... 鼠真土... 大河芥土... 土あり

行ば... 動く土一面... 桁下ハ何程深き... 底り知... 類治
方多く有りて大雨洪水の節ハ植田稻株土... 流... 散り跡ハ池...
成る... 間あり此様ある処越後國蒲原郡邊の下筋... 多く有りて至て悪
地あり... 土の位上くと下... 人カ... いうやうとも仕難しといへ共
中下の土ハ人カを以て悪土と肥土とし弱き土を強くし堅きと和らげ
粘きと脆くし浅きと深く軽きと引締る... 肥しの仕方畝ハ方
等... 人カ... 精不精次第... 出果るものあり又土目の... 色く
りりて精密ハ見難しといへども上中下を分て見ると... 大縣左
の如し

- 砂真土 白真土 黒真土 赤真土 鼠真土 大河芥土 土あり
- 縮子真土 麝香真土 野土 交真土 小石交合る真土

改正地味... 卷之三

改正地味... 卷之三十一

右の上の田畑あり

ざく石交り真土 砂の過る真土 小石交り白真土

黒重き野土 砂の過る大河芥土

右の中の田畑あり

粘き赤土 軽き粘土 強き黒真土 砂交り野土 軽き赤土

灰土 軽き野土 青まさ土 砂計りの畑

右の下の田畑あり

土地に依て植物の善悪へ処は依るといへども大抵黒土の麦は宜し赤土は大豆より黄白土の粟黍より細く養らるる砂土は大豆より水近き養らるる土日陰の芋より赤真土砂土は麦粟は宜し黒真土は細石のよく交り合はるる諸作に宜しく別て麻木綿より湿

気洩き易き南向の赤土の楮より土強く堅く粘り小石交りの土

々茶より強き真土の麦粟大根芋等の宜しうんちより木綿の

相なり成長より吹り沢山あり又湿気強き畑の諸作にも宜しう

らぐといへる芋の至て宜し又野土の一体悪きものあれば大根

より宜しとて菓樹の類の南向より地深の肥地は屋敷廻りの人煙近

き処を種成長より実入りよりしたりのなり

新田場見取場等を用発し五七年の間の地馴れ土自らしく出来方宜

しうんちと雖も年々重なるほど肥しの精も入塵を溜り土練で段々

地性より成りて検地の初年等より土目の見損じ有りのあり依

て石盛を附るより甚だ功者の入るより其心得るべきなり都て

土地の善悪地果品より作物の成不応も國々処々して差ひ老農老

改正地味... 卷之三十一

圃^ナうらうらも定め難きこと多く況て一通り地方の様見関し^ナる計^ナ
 一^コ向知難し併し大体右の趣と心得其処く^ナ功者ある農夫^ノ
 尋ね^ルべし勿論右の^ナ土地の可否を論^スるといへども水土は依て差^ナ
 め多し先作物の上^ナて去^リば越後邊の壹及^ニ三斗より五斗位漸^ク
 出来又奥州^ノ上福島^ノ代領^ノ中^ノの土地宜き処^ニ至極の上出来^ニて壹石
 五六斗位又関東^ノの内^ノ余^リ宜し^クなる土地^ニて^ハ武三石出来^ルるハ
 常の^ナて^ハ上出来の^ナ麦^ハ四石程^ノなり又紅花^ハも^ハ関東より東海道
 筋^ノより^ハ田植時^ノ分^ノ花^ヲ取り仕廻^ル奥州^ノ邊^ノ土用^ノ過^ルる^ハ花^ヲ摘^ル初^メ
 田^ノも^ハ又九月^ノ節^ノ時^ノ分^ノより早稲^ヲと^テ新^メ追^ヒく^ハ晩稲^ヲを^ハ引^キ續^キ収^メ納^ス
 とも國^ノも^ハ九州^ノ邊^ノの早稲^ハ七月中^ノま^ニ残^リる^ハ收納^ヲを^ハ晩稲^ノに^テ遅^ク
 く十月中^ノより十一月^ノへ掛^テ取^ル上^ルる又日向^ノ薩^ノ邊^ノの早稲^ハ六月中^ノ收納^ス

し國^ノ々寒^ク暖^クの差^ハい^ハら^ニき^ニ左^ニす^レる^ハの^ナて^ハい^ハら^ニき^ニれ^ドも^ハ作物^ノの^ナ遅^ク速^クの^ナ差^ハ
 く違^ハひ^ハら^ニり^テ上方^ノ筋^ノの上^ノ田^々壹^斗歩^ノ叙^式升^ノり^ハり^ハ又^ハ三^斗升^ノ近^キ稀^ク
 とい^ハら^ニり^ハ関東^ノより^ハ至^テ能^ク出来^ルる^ハと^ハい^ハへ^テも^ハ壹^斗升^ノ以上^ノの^ハ稲^ハ稀^ク
 る^ハと^ハり^ハ上方^ノ中國^ノ筋^ノ上^ノ田^々より^ハ其^ノ近^ノ處^ノ大^ニ方^ノ上^ノ地^ハあり^ハ中^ノ下^ノも^ハ同^シく^ハ関
 東^ノの^ハ田^々畑^々の^ハ並^ノの^ハ坪^々は^ハ上^ノり^ハり^ハ下^ノり^ハり^ハて^ハ善^ク悪^ク入^交り^ハり^ハ又^ハ國^々
 依^テて^ハ兩^毛作^ノの^ハ場^々て^ハ麦^々と^テ蒔^クる^ハ地^々と^テ休^ムる^ハ田^々作^ヲを^ハれ^ハ殊^ノの外^ニ能^ク出^デ
 来^キ麦^々と^テ取^ルり^ハ増^シの^ハ処^々り^ハり^ハ又^ハ東^ノ海^ノ道^ノ筋^ノの^ハ麦^田は^ハ麦^々と^テ蒔^クる^ハ田^々作^ヲ
 来^キり^ハり^ハ入^リ稲^と蒔^クる^ハ跡^々と^テ耕^シ久^シ水^々と^テ絶^ヘる^ハ掛^ケ置^テ春^々夏^々の^ハ足^シし^ハ
 たる^ハ處^々多^クし然^レる^ハ國^々は^ハ依^テて^ハ春^ノ田^々と^テ耕^シ荒^土と^テ白^クあ^るる^ハと^ハて^ハぎ^れ
 田^々作^ヲ冷^クて^ハ青^々ま^るる^ハ處^々り^ハり^ハ東^ノ國^々より^ハ宜^シし^ハと^ハ云^フ土^々と^ハ西^ノ國^々より^ハ
 ハ^ハ惡^シした^ハり^ハ箇^ノ様^々同^シく^ハ作物^ノと^テも^ハ其^ノ國^々より^ハ作^ルり^ハ方^々の^ハ違^ハひ^ハり^ハ

わたり寒暖遅速土地の應不応一定ありしが強く地呆の儀と論じらる
入るる様のところを其國其処に於て土性の善惡作物の仕方と平日
心掛け見覚へ河識する上りて出来方作り順等の遠ひめりたりとも博
く知り詳くは辨へ百姓の苦樂豊窮賦税の強弱等とも厚く心を用ひ
るにその地方を主としてそのよくよくの三務ありべし

一土地の善惡旱水損場等と見方より其処の形容と考へ知るべし用水
堀浅く溝の深く見ゆらる水掛り自由の場と知りべし是等の土地を
田は麦菜種等と作る両毛作の場あり用水堀深く遠方より水を引き水
元速く用水堀多たは高場あり惡水堀多きは水損り地と知るべし民
家四壁もあく又りねどもまづよとして都て大木等あはれ水入場あり
筒様の地は水塚とて百姓の居処は高く築上る地あり又堤添は地

面と高くし々家居りるものなり或は村より大沼大川をく抱へ又ら
村下一二里の間は大きなる流あり水落悪く大水の節逆水登り水湛
へ水損多たりのあり又稻株の元水溢付て其色黒く茅垣根の元黒たは
深場あり又稻株高く刈て見ゆるは深場あり但し岡の田の様は見え
て株高く刈て見ゆるは前年水損の場と知るべし

一村柄善惡之事

其村へ入ると四壁繁茂し家居田等の締りたる宜しき村あり又村柄
と見ると其村高し人馬の數と見合せ知るべし高百石は人数百人
に當り村の上村あり馬之は準む又職人商人醫者山伏道心者等遊民多
き村はよた村あり村方繁茂して渡世仕易なり爰に集り且つ村方豊
饒に付他村へ奉ふよ出る者あり他村より奉公人入込こ高は合せとくハ

正正地... 録

人数多し依て人多き豊饒の村と知るべし又村へ入り四壁もあく有
どもまづ... 家居垣根等の破き厭ふ庭の構へ草深く見ゆると
困窮村あり又村へ入何となく透く様々物淋しき体あり
に至ての困窮村あり又家居の見苦しき山林萱野秣場葎場等有
て四壁も樹木多くゆる村の内証のよきものあり是の如くの村の多
く野方まづゆるものあり

一市場河岸場等其外定式作物の外絹綿縞木綿布麻類を仕出し蚕飼紙漉
あどらるる村々上りの村あり又右体の助成あくと古検して山寄田畑
地廣繩延の村の豊饒あり只遊地もあく山林野方も少く田畑一面は並
よく見ゆるに必む地詰りのものとして箇様の村或は往還筋等にて少
く町場へ掛り家居まづゆる村柄に宜しく見ゆると見かのよきにて内

証の困窮あるものあり

一山方濱方々高は拘らるるに至て人の多きものあり是は村柄の目當より
あつた濱方の田地少く只漁獵のものと渡世より一人も大勢入る仕業
ありゆへ他へ出るもの多し又所より漢師大勢集るゆへ人数多し漁業
を風雨の要らねば一向漢業のあつたる日多し適うに漢獵ゆりても大
勢の人数平日他借等をして其日を送り且つ平日漢師の物貯り
く其日暮まるとゆへ大漢ゆりても身は附くと少し又山方の上田あく
山間谷間或は山の内にて日受よれ処と切開き耕作を営むものあり
地面のしく里方にて壹反の取実の五反より取難し其上山中ゆへ猪
鹿や喰荒き種もあり多し尤も右体の場処を成さけ山と切開き
地所の廣さをのり又切替畑焼畑あど去り壹反の検地を受五反有り

又正地... 録

正正地記 卷之三

山の半腹又ハ峰々々々小苗木草菅等を焼きて一雨受て湿りくる處へ養
ひもあく粟稗蕎麥等を蒔付け一年は漸く一毛取夫り年々ハ作り難く
一作跡ハ荒し置木草生茂り四五年目ハ又焼て作りゆへ壹又の繩受
りて五反もあくと成さるるなり其上右一毛の作も里方の畑作三分
一も取上らば蒔付手入等とあるも家居より遙く隔り山坂を越て刈入
収納するも又遠方持運も此の如く場処も廣く地嵩を作り少く充ち取
集りゆへ少分の作りよてハ事足らば又多分作るも付てハ自りり人数
多く掛るなり勿論石体の作り許りよてハ渡世ハ成難けれども薪と
伐り又ハ材木板子木と挽て里へ出し少々の錢を取り塩をどと求め其
日を送るもゆへ至て困窮あり又極山中冷凜品鮮に住居する百姓ハ一
向焼畑等ゆへ野菜と作りゆへ地所もあく材木板或ハ薪と採て夫

食と調へ或ハ櫟の実蕨の根等を掘て夫食ると實は難儀あり暮し
り此の如きの村方ゆへ都て山方濱方の人多かり村柄善惡の見當りハ
曾てあつたなりゆへゆへゆへゆへゆへゆへゆへゆへゆへゆへゆへゆへ
レ山方場処廣くとも一際ハ心得てハ大あり誤りあり
又山方ゆへ山中方ゆへ後ハ山を受材木菓樹等多く薪ハ云々及
りて都て山稜ゆへ前ハ谷間打開け作場多く里方同然に土地宜し
く四水三草ゆへゆへ産物多かり村方ハ至て宜した村あり右体の村方
てゆ山方ゆへ地面ハ廣く取箇ハ里方より低し又濱方と云内より湊
勿論重立り湊よてハあつても鯨鯨等の大澳ゆへハ荷船ゆへゆへ國
と運送の便りゆへ濱方ハ必だ地面ゆへゆへゆへ海中に浮の新田等も出
来作物澳獵船稼等品ゆへゆへ上りの村もゆへゆへ故に山方濱方野方とも

女正地記 卷之三 下 餘地見捨地

一 察は六云難し能く心と付て村柄と見分べし都て上邊よりハ見へ進
たものあり村柄の可否と見分るも経済の一端あり

一 除地見捨地之事

除地の儀ハ前条除地高の処より委しく記すべく重き下より前との証文
のりより又ハ古き檢地帳は除地と記しつるは格別繩外の地と新規に除
地と記すを併し併し何れを細くして除地と成し下さるると云証文等の
古水帳の多くは除地と唱ふ左ふくねを繩外除きしあり地処
に見捨地と唱ふるは寺社境内免田堤敷道敷堀敷等の類の古檢高
内引よりあり居る分へ新檢を入るは高外見捨地ハ致之間敷と
あり又古来より高入は成る分ハ新檢は於てハ高は結び又ハ高内引
より成るべし新田等と新し高入より地処の内と繩外は除け置分ハ

格別あり

一 墓所損馬捨場之事

墓所損馬捨場ハ高内の地所ハ致さば見捨地とあり又在る墓所損馬
捨場ハ入會の定法より一分持致すを禁制あり然るは場処より
て年貢地畑の内よりして自分墓所と建てるは別して宜
しむるは墓所の年貢ハ穢物とれば地頭へ納むべきと
らば然るは村に寄てハ自分持畑の内へ勝手次第に墓所と建
る処多し甚と謂ふは依て畑の内へ墓送とつるは堅く禁
じ度とれり

一 隱田之事

隱田と云ハ檢地之時は案内とふさば残し置き田畑檢地入の後所務致

して地主より申出さるると隠し田と云ひ重く不届くと嚴科を處せ
らるる定法あり尤も檢地済の後一兩年を以て落地たりし旨を訴へ出
まら尚又相改め高に結び落地に申して科をハ處せしむる由あり若
又上より吟味の上見出さるると隠し置らるる物も亦不届の筋露頭を
於てハ檢地後當分なりとも科を行らるる又新開切添等たりて三四年
申出さるるとも隠し田と申筋ありかく咎れぬ由あれども多分の地所
と数十年申出さるる無年貢として作るに於てハ隱田と准じ相應の科申付
らるべしとて少しの新開荒地起返し等と早く改め年貢を取るに
ハ宜しとて然るに一兩年の年貢を赦し百姓の入用干取等の代り
と取らせ置がより左とれば百姓方より出精しく新開起返等と致さ
るべし

一百石反歩之事

往古ハ田畑高もよく反別も一定せぬ稻の束数と以て田数といふも片
部の遠境は無高無反別の村あり何拾石何百石と束数を反歩と分る
處ありて至て古法あり是と百石千石反歩と云上古々田の租税ハ束数
と以て定め畑ハ無年貢あり第四十三代
文武天皇慶雲三年九月丙辰遣使七道始定田賦法町十五束及點役下と續
日本記に見へ又田令ハ殷租稻二束二把町二十二束田賦為租段地雜稻
五十束之稻着得米五升於町得五百束とありて右の積りよりハ田壹反
三百六十坪の處より稻五十束を得其内二束二把と年貢を納む稻一束
と摺て米五升と得まが壹反の米或石五斗あり其内より壹斗壹升と年
貢を納む一把と一石とまれば五十束とてハ五百石あり往古ハ無高無

文正地所記録 卷之二十下 百石反歩

改正地丈尺御録 卷之二十一

反別の様云傳まとも反別位もろりとも久段町の数和漢とも上古よりろりて既^ス第五十三代

嵯峨天皇の御宇弘仁式^{ゴウジシキ}上田一段地子十束中田一反地子八束下田一段六束下^ミ田一段三束為^ス地子^トれれ位^ク反別^ハ上古よりろりして見へ^ル今無反別の村^ハろりハ中古反別と取失ひ^スる欲^カ又古来開発の時代無反別して束^ツ前^ノ以て年貢諸役と動来^ル引付^テて當時無高無反別の村^ハろり^ト古^ヘ壹^ハ何百^ガ前^トと云定法其世^ニて極^クろり有^ルもや知ら^ズ後^ノ當時^ハ區^トと久^ク國^ニより壹^ハ百^ガ前^ト千^ガ前^トとる^ル処^ハろり又^チ近^クハ信州水内郡權堂村^ハ御所村^ハ荒木村^ハ千^ガ前^ト栗田村^ハ右五箇村^ハ往^テ古^ノより高^ハろりても無反別して^テ稻^ハ四十束^ト前^トと壹^ハ反^トと極^クめ反別と積^ルる勿論石盛もろり^テ付割出し^テハ平均^ニて附置^テろり

高五百八拾九石四斗七升三合 右五箇村

此^ノ前^ノ壹^ハ万^九千^六百^四拾^九束^壹分 凡^シ石盛平均拾貳余

此^ノ反^別四^拾九^回壹^反貳^畝八^分 但^シ壹^反四^拾束^前ノ積^リ

右五箇村無反別して定免^スる^ル處^ハ破免^ノ検見^ノ節^ハ勘定^成り^テ難^キも古^ノ来^ノ引付^テの^ノ稻^ハの束^数と以て反別と仕出^シ石盛^ハ割^付勘定^スる^ル村^ハ高^ハ何^レの頃^ノより附^テる^ルや^ハ所^ノ者^ハ之^トと^ル往^テ古^ノ上^田壹^反五^十束^ノ中^田四^十束^前下^田三^十束^前と云定^メる^ル此^ノ處^ハ古^来中^田の^ノ場^所と見^エへ^ル束^数許^リ縛^リ書^出した^リや^ハ勿論^ハ抓^テ高^ハも^ハべし^ト當時^ハ右^ノ通^リ無^反別^ノの^ノ場^所或^ハ貫^高水^高も^ハ村^方ハ^何百^ガ前^トと以て年貢^ハ積^リ田畑^質入^等も^ハ何^十前^ト何^百前^トと^テ金^銀何^程と証^文より認^ルる^ル雖^ハ右^ノよ^ク稻^何把^と幾^前と定^ルる^ル負^数も^ハ其^國其^處の^ノ引^付と束

改正地丈尺御録 卷之二十一

教違スミヤカ かつのへコト 大百稻オホヒヤクイネ 二抓ニツカ 七一把シツバ として田壹歩タヒツブ 凡そ拾把シツバ の積り
して六把ロクバ と壹束イツク とする処トコロ あり入拾把イニツバ と一束イツク とする村ムラ ありて反別オムツク
は引合ヒキアヒ せし積ツキ へ拾把シツバ 一束イツク として拾把シツバ 三拾束シツバミツ 壹反イツフ 三百束ソウヒヤク あり
又六把ロクバ と一束イツク と積ツキ へ壹畝イツク 五拾壹束イツクイッ 反フ 五百拾束イツクイッ と此一束コノイツク と
壹所イツク と云イハ 左サ と右ミ 三百拾壹反ソウヒヤクイツク の処トコロ あり五百拾壹反イツクイッ と壹反イツク の処トコロ
ありと云イハ 江州コウシウ 甲賀カワガキ 郡ノ 信樂シノガキ 多羅尾村タラオノムラ といふ高タカ ありて無反別ムツク の村
方カタ ありと云イハ 小前コサキ といふ高タカ ありて右ミ の前サキ 数カズ によりて質シテ 地チ 等の取ト 遣ヤ して致チ せ
尤モト 三百拾壹反ソウヒヤクイツク と壹反イツク と當アテ て取遣トクヤ して致チ せを由ユ あり出羽國テハ 上ウ ありて五百拾
と壹反イツク と積ツキ へ又信州シノシウ 村ムラ といふ四拾拾シツバ と壹反イツク とは四拾束シツバ と壹反イツク とは五拾
壹束イツク の把ツカ 數カズ 二抓ニツカ 壹把イツバ として拾把シツバ 或シ 六把ロクバ 壹所イツク の割ワケ として八余國ヨコク といふ大
は違チガ ひ勘定カンテイ 合アヒ せ然シカ ら信州シノシウ の壹束イツク 八余國ヨコク の拾束シツク といふ當アテ ても勿論モト 二抓ニツカ

壹把イツバ と云イハ 定めりしもていふもあらず何百束ナニヒヤクイツク と壹反イツク との極キマ りもあらず土地の
善惡ゼンアク 累年レイネン の出来デ 方カタ 稻イネ の束ツク 數カズ 大小オホコト ありて其処ココ によりて前サキ 仕来シキ り其
村ムラ の通用ツヨクヨク 一付イツツキ 一般イツペン といふ平均アヒケ して極キマ りたる儀イハ ありし今の村ムラ の言コト
言コト へ成ナリ へし高反別タカオムツク なる村ムラ 方カタ といふ百姓ヒヤクシヤ といふ稻イネ の多少オホコト と論ロ するを問チ
けハ百前ヒヤクサキ の場カ 外ト して當年コトトシ ハ漸シヅカ しく五拾拾イツクイッ 取ト するも云イハ すべて小百姓コヒヤクシヤ
と反別オムツク と知らぬ何拾拾イツクイッ 何百前ヒヤクサキ といふ田タ の廣狭ヒロセマ と積ツキ へ類ルイ 多オホク 問チ へ國クニ と處トコロ
々ツツ して通法ツウホフ 負數フスウ 差サ 入イ りて若ニ 右様ヨウザマ 無反別ムツク の村ムラ 方カタ 檢見ケンケン 等ト ありて何
ぞ反別オムツク といふ入用イリヨウ の節ノ 其村ムラ といふ束ツク 前サキ の通法ツウホフ と馬ウマ と相アヒ 亂マシ して取計トクケ のべし

一 流作場之事

是コレ ハ川筋カハジマ 堤外ツツミノト 或シ ハ湖水コスイ 池イ 沿イ 等ト の岸キナト 通ト りて田畔カキ ありて用水ヨウスイ 一面イツメン 掛
る地チ 所トコロ 又マタ 稻作イネサキ 仕村シムラ 分ワケ ハ反別オムツク の改カ めと受流ウケリウ 作場サカバ と唱ナ えて年貢ネンキョウ と

納む斯のてくの場処ハ早魁年ハ植出し多く又水多れと死ハ作付成
り難く仕付る分り押流し年々極てハ仕付難く不定の作場あり尤小
場処廣く追々地高し成り地馴て用水掛りの仕方ありて新田よし成
るべき趣あり小堤等々築廻し追々高入し致し又高入し成難き地
所ハ反高しゆりて一休ハ反高同様のりの多れども毎年仕付難
く其上大水等の節地面も押流をてりて実ハ不定地あり故に作
付ある年の見分りて取箇を申付るなり近江國湖水端ハ此流作場
多く旱年渴水の節ハ夥しく植出し又兩年ハ反別請のあり分り一向植
付成り或ハ今暫くを收納し置く所の所ハ一夜ハ押流し種も
ふくある年ハ向たり又武州総州常陸邊川附沼池等より所々ありて
あり

一見取場之事

附定見取之事 屋敷見取之事

見取ハ川附或ハ山附原野方等の空地の場々五畝三畝充田畑ハ田
致し作物を仕付るといへども高し入るべき分を見取場と唱へ年々出
来方と検見りて取箇を申付る故に新見取ありハ村方より訴へ出
又ハ地頭より改め出さるも有りて検地同様反別を改め五七年も見取
場よし置地馴て後高入し入るも然るべき場処ハ検地より石
盛を付け高し結び入るも有り若し水損不定地ハ何ぞ子細ありて高入
し成難き分ハ始終見取場とて差置るなり箇様の見取場ハ反留り年
々格別の不同も有るなり毎年見分をふき取箇ハ居置るも有り勿論
野村原地山添林等反別多分所分りて見取場と致さば大繩反

別々改め地代金と納め相應の銀下年季と差赦し新開よりさせ高
入の致を纒うの計歩し見取場ふれハ地代金秋率等の沙汰あく見
出しより年より及ぶ式并る三四升土地は應じて立毛見分の上見取米
を取立るとなり

一定見取と六ハ野山切開れ又ハ地底の場所を埋立大分の手間を入たる
ハ田畑より成るべき趣代官地頭へ相願ひ年貢上納し命せざる定見取
の名目成し下さるハ入用と掛て場処と取立べき音願ひ出るとなり
萬と見分吟味の上開発し物入の程を考へ定見取し申付るとなり
常々見取し請置てハ地面よりしく成るは随ひ段々見取米より又々
後年高入より成て取初多分の入用と掛て仕立たる甲斐ふれハ定見
取し願出るとなり又定見取の名目ふれハ初年極めたる取箇定納し

て年貢と増とてより少く又皆損毛りて引方り立てハ辨納あり其上何
程劇しよりより高入より申付て場処替取寄替及び私領渡し成ると
跡支配へ右の趣を申送るとなり

屋敷見取と去々川筋堤外河原附寄置場等の内と多分の手間を入を築
建て屋敷ふせば川稼等の勝手り宜しく併し堤内屋敷構より格別
の金子も余計掛り人夫り多分掛るハ舟稼等の勝手りあるハ見取
屋敷代官地頭へ願ひ出る節ハ馬と見分し吟味の上村中隣村より差
筆り并り川筋水行等の障りの有無を巨細し札し差支へふくハ屋敷見
取年貢上納し相極め申付るとなり又屋敷ハ悪地として上畑並又を
上畑より高免し納る処より右見取屋敷ハ取立の節多分の入用相掛
り上畑並し納るハ難儀し付家初の入用等と相考へ村並屋敷年貢より

格別引下かん定見取極るてり

一 両毛作片毛作之事

田は麦と作り稲作の外は麦作を取り入るるは両毛作と云上方筋西國筋
ては田は麦作の外菜種と重し作る是又両毛作あり両毛作の田地は
土地の善悪上中下を悉くわたりといへども両毛作の処は一体の地面宜
しうくばくそら両毛取し成ぐく都て田畑とも一年半半年も土地を
休むるど肥しのでりて利めりよく作物も宜しく出来りあり依て両
毛作りの田は元来土地宜しうくばくそら両毛とも不出来いあり
夫ゆへ水気湿気多し田りては土地宜しうくばくそら薄田は両毛作は成
難し故は関東の土地は両毛作少し併し武州上州などハ両毛作の処は
余程りり五畝内中國筋は田は木綿を作る之は出来方稲と同時節の

りのりへ両毛作といへばし又湿地深田の類は麦作成ぐく稲作許
りと仕付る田は片毛作と云尤も片毛作の場とて悪地計りてはふく
上田もろりてり勿論租税ハ両毛作の場ハ何れも高免あり片毛作の
所ハ麦作を取らざるはけ取箇も下免ありあては百姓は立行ぐく故
に検見等致せとも其心得肝要あり

一字之事

是は田畑其外山林野地等も地所の小名と字と云口て言ふとれ
々名所とも小名とも下げ名ともいへとも帳面証文等も認るは字と
書くてり

一 筆限と唱事

是ハ水帳名寄帳等へ壹反歩りても五畝三畝りても田畑一枚限り一打

とふし何畝何歩何右工門と幾度も記し或へ検見の節の内見帳荒地
起返小前帳等より田畑一枚限り何畝何歩と認め田畑は建札とふし
帳面と引合を其度々一筆と唱ふ之を帳面一打として認るてめ
えり一筆と云ひあつたしるも一内令へハ五度記せば五筆と云
ひ十度と云ハ十筆と唱ふるてめり

一 田畑歩文字書法之事

附地方負教文字之事

田畑の文字式拾歩ハ都て廿の字と用ひ勅方帳村鑑帳等より御前帳
まハ正字ハ書せば廿歩と畧字ハ書く法あり其誤ハ式拾歩と書てハ式
町式畝歩と云ふ物も負教の讀立筆入等の節見違へ或ハ讀誤るてめり
其上卅歩と書てハ多めハ廿と書ハ卅は直と氣遣ひもあつた歩ハ

必夫廿の字と用ゆると地方の通法と云其外ハ数字ハ一ニ或ハ卅
と加ふるもハ二ハ三ハ成り廿も堅ハ一点と入るハ卅ハある
ゆへ勘定所向ハ地方の書物ハ仮令下書くても負教ハ畧字ハ書る
定法あり田畑の歩計り廿の畧字と検地帳割付帳等ハも書る
又讀合セ美入等の節負教の七の字ハあつたと讀むて地方の通法あり
是ハ四と七の色似するゆへ間違へ差違ひ等のあつたもあつた

割地之事

是ハ水府地新田場等ハ所るて田方ハ字あく壹の割式の割三の割
あつた段々村々の廣狭ハ應じ何拾割ハ番附て分け置仮令ハ壹の
割ハ五又歩式の割ハ壹町歩と検地と受るとハ割地ハ繩と受

改正地丈尺備録 卷之三

るにわたり此割方ハ上中下水腐の多し場処と年々水腐する場処と割合
せ百姓の持高は應一年季と立て地処と割替るなり仮令ハ五年の内
何右工門ハ水損あく宜しき場処を多く持せ何其備ハ水損下田の処
と多く與へて其年季内と持せ置又切替ハ善悪と入違ひは持替させ
て然百姓ハ甲乙ありぬらうに割合てわたり依て銘の持高は極うのり
とのへども此場処を此者の地所と定りたる儀ふし水腐場ハ右の通
割替は致さずしてを田所と至て甲乙出来水腐地許り持する百姓ハ潰
き及ふに付村中一統又相立登に為し割地は致さずわたり依て年季替
りて割直しの節村役人とも殊の外功者の入るにうと不安内ハ割替は
ハ甲乙出来百姓とも大に難澁及ふに随分念を入るに割替ること
あり下越後邊ハ多分割地あり右体の場処してハ田畑は字にわたりて割地

してある村と田の村方と唱ふ又東も水場ハ割地の村なる也
耕地田面繩手根通沖通之事

耕地といひの様多し地所と耕地と唱ふと去りてわたり何を作る処
と極て去りわたり村居と村居との間或ハ山と林の間と一の面
田畑なる処と一耕地と去り國は依て田面と去りわたり此外其処とて
申習ハしの里語なりといふとも書面等ハは去りて耕地と認るにわたり
繩手と去り耕地は似るにわたり村より村の間なるの田畑の内道
通り又ハ往還筋立場より立場の間の人家多し処とて繩手と去り耕
地と去り其処一圓とあり繩手といハ一圓の耕地の内此畔より彼方の畔
まで一繩手なるに去り一耕地の内我繩手もなる様は成るものあり又根
通りと去り山林又ハ高岸人家なる方へ寄る地面と去り根通り

改正地丈尺備録 卷之三 下 耕地田面森林

と去又之々「キベタ通り」とも去処「わう」尤も山下通りと「キベタ」通りと唱
る処「わう」沖通り「の」耕地の真中根通りと離るる田畑と沖通りと去
あり是「の」海の沖磯と去心ふるべし「キベタ」通り「の」岸邊通りと去と畧し
たる里語るるべし

一 森林之事

附林木改方并林帳仕立方之事 木見立并根伐仕方之事

山林竹木仕立方之事 林木と盗伐したる者處置之事

一 森林之事
一 森と去の寺社境内又ハ家居屋敷と木と植立繁茂したる処と森と
去林と去の山河原野手原地等と木と植立茂りたると林と唱ふ森の多
分寺社免地り屋敷又別の内と竜のゆへ別段年貢等と出さば右林とハ
料所林地頭林并根林百姓林と所よりて品々なり料所林并地頭林

と百姓方より下草心新取り下草錢とて又當りなりて年々相納む尤も
地頭林とハ其家々の仕来りなりて落葉下草と無年貢とて百姓と取せ
本木と領主用木と遣ひ又家中の諸士家作入用又ハ林多た村方の百姓
家作等の節類と依り持高と取せるともなりて去らるる箇様の類と
少し井根林ハ諸役廻り等の節枝葉ハ薪と用ひ真木ハ堰川除の音請
入用等と伐り渡をとりたり此井根林と去り所よりてハ所々も稀な
るてもなり百姓林ハ無年貢なれども間ハ林錢と納るもなり又百姓林
たりとも持主の自由と良材と伐て遣ふといふも若し要用と伐取
るとハ頭出差図の上より伐りたり又空地と新林と仕立百姓持ふ
とハ林永年と相應の年貢と申付るてもなり又林と限らば百姓四壁或る
屋敷前より大木の類なりて格別の大材とて村中の勿論隣村ハも知

目通へ木地面
ヨリ六尺ニテ
トコロニ

をたるわりの木の仮令料所私領より持主の自由より伐取たる成を
右様の大木を代官地頭方々帳面に記し置ておる

一林の改方を先づ分間を以て廻り検地をなして反別を改め繪圖を仕立
木敷の改方を小繩を目通り目通りより六尺上りたる外を廻りて結び切
扱長さハ式間竿三間竿を挿へ置凡そ下枝まで式間竿を當て夫より上
凡三尺も有りとい見積る紙札は長式間竿と又其木品を記し右の廻し
置たる繩は結び付る又下枝まで三間竿のつるべしと思ふ木は三間竿
を當て段々一本を改め又大木より下枝より下五六間も其餘もたつべ
しと見積りたる木の階子を掛け三間竿より下より打三竿も有ハ夫
より上ハ見積り九間半と拾間と極むべし又林は杉檜檜榊其外榊
栗替等種々の木交りたるハ紙札は何木と木の名を書付る又取と名の

大小木共長
林限記
下より枝
之限

知るべき分ハ勿論名の知るべきも木をとも雑木の分ハ其木の名を書し
及ぶ雑木を記し又杉林と松林と檜林と定り余の木少く交り
てゆくハ木品を書付る及ぶ其交りたる木の名許りを書付る都て
大小木共長と料所林帳に記し下枝より下のものを併し杉檜榊木
より下より枝より終る之を伐らば附次弟のいり置て大木より成
る木より是等ハ下枝を相つて凡用木とあるべきものを長を記し
右の紙札は節木の節木曲木の曲木と記し直ある木の記し及ぶ又
小木より宣尺四五寸廻りたる木ハ小繩を及ぶ葉を括り何まの
紙札を付ると有り大凡山林を境をさて峰限り一平と又ハ一谷限り
り或ハ何ぞ目印として是より是迄と境の限りと立ち前各の通りを改
め其日限り右の結ぶる繩葉を結びめの真中より切り札の落さる

一谷限

様取集め以て延入を持帰り扱間竿を下置て切たる繩を一筋充
 當て夫三尺を見直し其札は何尺何寸と書付たる札を取り残らば改め
 済たる上其札を見分りて夫々の本品を揃へ夫より壹間ハ或間位
 での分を集め目通りも壹尺より貳尺位までの札を一より一益り
 取置木数寸間を料所林帳に記を長ハ凡そ壹間より或間位まで目通り
 ハ七八寸廻りより壹尺四五寸廻りや夫より貳間壹尺位より三間位
 壹尺六七寸廻りより貳尺四五寸廻りより凡間より壹間程廻りより壹
 尺程充の差ひと一釐又致をべし勿論何程差ひと云定法のふし長さ五
 尺位目通り五六寸程より以下を木数は入を小苗木は加ふ勿論小
 木苗木も凡何千何百本程と記を右の通りして總木数何万何千本
 とし此記何木長さ目通りし其本品毎寸間ハ前書の趣しと幾口よ

改五尺位は四五
 二五寸程より下
 小故ハ八尺位

てり分け其内何拾本節木曲り木其幾より内訳は記を右改する分
 ハ其日限は繩葉とも切取て持帰らば幾日も差置若し風雨等あり
 てハ紙札損し改めたる分け手戻りもあるゆへ其日限は切取也
 一前条の通り改るハ山林煥坦してゆ分間并木数等改め相成る分の改
 めども至て大山より一谷令ハ信州木曾山武州秩夫大滝山美濃國可兒
 郡料所林帳の數里に連り煥坦富僻して何方町歩りや人倫の通路
 も成難き処あり況て木数の何百万本あるや改め難き処ハ去及バ
 其外より深山幽谷より往古より改めもあく反別木数知を記を
 もりりて前書の改方の定法もれども改令改めある処より木数百万
 本の木数と右の趣は改めてハ一年二年は改め尽をべきより何
 ぞ策畧あきてハ改め成難し依て元来反別木数前料所林帳より分

山林
 及別
 改
 木
 五
 寸
 程
 取
 下
 東
 八
 尺
 位

改方... 改方... 改方...

以前の改年より何十年相立やと... 考へ大槩木立の厚薄大小を見計ひ... 凡壹及歩とて武及歩とて見切て... 右の趣の改方より夫を平均し記を... 見當りあるものへ仮今年数掛ると... 造ある林の改め難くれば反別計り... の通り木立の厚薄大小を見計ひ...

改方... 改方... 改方...

改め其木数負教と大小総反別別... 然りとていふれば此儀同... 事と當りも計り難き... 改方と致さざるも其の旨相伺ひ... 通路も成り難き... 里横何里もの林より反別木数改め... 記をべし扱之と改るハ九月より... 夏秋木の葉下草繁茂... 茂りたる林の内風も通さざる... 病入等出来... 致さざる... 北國筋奥筋... 雪深き國...

改方... 改方... 改方...

山林の伐木は、一に根伐
二に根切
三に根掘
四に根切
五に根掘
六に根切
七に根掘
八に根切
九に根掘
十に根切

りの林は守人もなく其村の庄屋名主など相守るるに扶持方等も
多く又ハ居村より格別遠方より其林の近邊は百姓家等より其枝郷
然の処を名主の元より遠方より守護も届き兼ねるゆへ其枝郷より頭立
たる百姓を林守りとして給分の林下草等と此等のへ取たる処も有り
之を伐出さ節に林守名主等は紫内をさせ見分致し上木の寸間は合
する木品を見立壹本充削り極印と打つ尤も多分の伐出しはるる抜伐
も成難きやどの木数もあつた裾通りより片付て切がより去るれば山出
しの勝手も宜しく又右様は山の斤平を伐とあつた伐るべき場処を見
立て鎌前苗木等の宜しうあつた分を近除き足場とよりして伐べし又
近除きたる鹿菜菅等の束数を攻め追て入札を取て拂はつた其伐跡
ハ伐株と掘せ苗木と植付べし尤も根と取るれば薪掘とるものも有り

るものあり根伐の仕方共は功者ふれは一通りの人足等も伐る
とれハ役人功者あつた大木等ハ伐難し先根伐として何方へ倒れん
きと木の倒れかゝる所を考へ峰のりか峰のりる方へ倒し必だ谷の方
へ返るべし然らざれば山出し成難し又谷上の木等と伐て谷へ
落るべき処を留木とて外の木より木を横木と結び伐する木の持は
る様もしく伐されば大木谷へ落て上るよ悉く人夫多く費するもの
えよ木品も依り根より六七尺残し根伐をふし下へ引落せば立木の
供として自然と返り木も損じも附くは右伐株の別は伐て成べし違ひ
又入用も成さねば拂はつた檜楳等の榑木もなるものへ入札直段
も宜したるものあり又至ての大木も元口の差渡し壹尺もあつた程
の水ハ一通りして根伐も成難くねば焼伐と云ふべし此焼伐と云

伐法

ハ木の根元を五六尺八角十文字に貫穴の如く彫通し廻りま柱の如く
伐残しよる処を^{モウ}持て居る其穴へ燒草を入き火を^{ウケ}け燒切らるれば
一齊に燒落て木の根の上より^カ返るらん木は損じもな^ケ怪我等
の業事もふし大木を四方より切てハ真^シに至りて伐難し夫と木の下
行て伐る内は^フ風と倒るると^ハ大なる怪我あるものあり

一根伐せしよる木の當坐は枝を伐とね^ケ其木格別重くあるものあり是
ハ枝へ^ツ発する勢の^イ強まること能^クく^モ本木の^コ勢も^カ重なるものあり
べし根伐せしよる四五日も^ス過て枝を^ト採ま^バ格別軽くなる依て急ぐべし
材木の伐倒しよる四五日も^サ差置き日數立て^テ後枝葉を伐るとよりとん
是山師の秘事あり且又一山拂ひも成り又ハ江戸^東廻り等の為は伐り
出しもあると^レ請負人等より^テ松山師も^ハ入て総山の根伐と^シつ

根伐せしよる木の
枝を^ツ採ま^バ格別
軽くなる依て
急ぐべし

川下より海上と積廻を^コ様ある識りよる^ハ山の改方^後の組方川下
船積等種々の手段^カ材木川下^ハ枝の^組方無積等の仕^方より^テ奉行人も至
て功者^ノ入る^テなり^シ事長^クな^リ足^リも^ナ累^ニ扱^テ入^ル用^木拂^木と^シ伐^取る^事
株ハ^ハ壺^本壳^極印^と打^ち伐^株と^材木の^負敷^と引^合せ^改む^事なり^シ
山林竹木仕立^方の^とハ凡^木と^植る^ハ深山^密谷^土地^厚た^処より^ハと^シ
高岡^と其^次あり^松と^峰宜^{しく}杉^ハ谷^に宜^し平地^にて^ハ杉^檜松^桐櫻
等の^太り^易た^木と^肥地^に植^きバ^拾箇^年内外^にて^ハ材^木も^成る^又新^用
る^雜木^ハ四^五年内^に又^四木の^類其^外栗^柿桃^梨の^実植^又ハ^接木^として^ハ
二三年^の内^に実^を結^ぶべき^地果^を考^へて^ハ植^べし^又田^家木^と植^るハ
西北^の方^{より}竹^ハ東北^の角^に植^て陽^氣を^蓋ふ^又盜^賊の^防ぎ^火難^除
あり^枝葉^ハ薪^と用^ひ落^葉ハ^肥し^て成^て旁^に宜^{した}り^のあり^垣ハ^柵

杞五加木枳殼と植え直木は栗杞杷桃の類と植べし又新林と仕立木
 を用ふる為ありが松杉と三四尺充間と置て植へ次第は茂るるに木振ら
 したる伐り又ハ植替べし実生三年目の木苗と植へるがより野原
 へ其終は植てハ育ち遅し切開て何ぞ一作して其跡を誂ひて植をバ
 よく附て早く成木を養ひハ下糞とより又たる肥しして植をバ十
 万本一本も枯るてふし育立は随ひ追て枝と打薪をまべし松の枝
 ハ本木の際より伐り杉ハ枝と寧許り残し切残りする枝と本木の
 際より皮をむたて置ハ節入はあり又薪の為の林ハ榊小檜榎等を取
 交て植べし小木の内は落葉と取ら育立遅し取らば朽て糞成て木
 の太り早し松林ハ他の木と交えぬを松許りと植るとより又飯合
 バ一年は武町四方充毎年植をバ十一年はハ初年植ると内は筋め

宜く大木は成るれと見立少し残し置き其外ハ残らば伐拂ひて其跡は
 又小松と植立まは薪絶え伐段は伐拂ひ飯合ハ三尺一本充残し置が
 武町四方は六万本程あり枝一束充落しそハ六万束内三分一用立む
 とハ大分の薪あり伐残しする筋宜き分ハ他の木と伐り取らハ格別
 成木も早く良材はありとあり
 一松と植替るは正月十日頃より二月社目前迄を宜しとい又諸木とも
 は植替るとは元生し時のてく枝は東西の目印と付け元東の枝ハ東
 と向西の枝ハ西と向け元の如くは植へ穴を廣く掘て股根と一通り並
 べ土をうけ少し押付け又根と立てて土をうけ根の窄まらぬやう又東
 西の違はざる様は植大木ハ鳥井木と立て夫より鋤上て立根の折さる
 様はまべし松と下したる肥を入き上と細くは碎き大麥粒を一抓と入

諸木は植替るは
 元生し時のてく
 枝は東西の目印
 と付け元東の枝
 ハ東と向西の枝
 ハ西と向け元の
 如くは植へ穴を
 廣く掘て股根と
 一通り並べ土を
 うけ少し押付け
 又根と立てて土
 をうけ根の窄ま
 らぬやう又東西
 の違はざる様は
 植大木ハ鳥井木
 と立て夫より鋤
 上て立根の折さ
 る様はまべし松
 と下したる肥を
 入き上と細くは
 碎き大麥粒を一
 抓と入

て植を枯すことれ一夏木へ春葉の出る前秋葉落て植替ふべし
冬木の夏葉茂りたることれ四五月頃植替てよく又薬樹の上十五日は植
まば葉実多し始て熟するころは両手りそ採るべし重ねて実をよく結ぶ
必む一箇二箇取るべし人取る後鳥多く取るのわり椿は六月十
五日より廿日頃まで植てよく且つ根の牛房の様ある処は切て焼て
植べし枝を伐ての悪し杉いさへ木よく宜し是は若生を長七八寸許り
と切り完とをばり割掛け大麦一粒挟て四月中旬指べし併し新芽許
りの悪し去年芽の境際より切るるが宜し尤も皮のむらさぎも様は実
のあた杉と指をべし実の生る杉は育立遅し檜も指木りを宜し但杉檜
とも指木の大木り成て内より出来易し実生の成木は遅かれども大
材り成てより出来ば又桑の地際の枝を折ちけ上は埋め置とれは春ま

杉の生る木は八寸
夫の生る木は八寸
大木の生る木は八寸
中旬頃

至て一本より四五本充芽と出し実植より早く生立りのより又竹と植
るも五月十五日頃宜しと又竹と中程より未と止て植るとの古へ
より多し然も園東の地面より未と留ては枯ると多し仮令根付と
りとも竹の子の生ると遅し未と切さねば能く付て竹の子多く早く成
るものなり竹ハ一つ所より枝二本付て節の依きハ雌竹よりこれの事
多く出る又人家は藪ふたねが用事欠ると多し空地のわづら必む植べし
是ハ屋敷の西北或ハ東北の方へ植ると宜しとハ南ハ宜しとハ夫南
と開た北と開たは夏の冷しく冬の暖かりより葉実よく結ぶ万事は宜
く又疫病等ゆらゆらと云俗は木六竹八と云て木ハ六月間の内竹ハ八
月暗の内は伐てよくとハ左にねが性合格別宜し伐時忘き竹木ハ出入
るものなり別て竹ハ八月間伐べし又沼川筋まどは葎と植るハ若生

竹の生る木は八寸
夫の生る木は八寸
大木の生る木は八寸
中旬頃

壹尺許り根一節充くけて伐り指どよく付りのありまへて米粟草木等
の民用と助る品への種を求め其法は随て之と作り不用の地ふた様
心掛べし竹木少く家居も遠く様ある村方ハ村役人百姓共に掛薄く
見え自ら貧村とも若し空地のうへ雑木等を植へ置用水川除普請ふ
どの用木等の多足とくべし又土目悪き畑地を何程養ひをとり種程
も取り或ハ山林の間遠き処の畑よく悪き地ハ猪鹿の防ぎも届煮て
年々荒地ある箇様ある地所ハ杉柳桃等と植へ又ハ萩畑萱畑葎畑
或ハ檜杉林等土地相应の物と仕立て年貢を軽く申付べし地呆と考へ
右の類々仕立山野は無益の費あるやうにまへし
料所林の木と盗伐しする者古米ハ死罪又ハ其仕方ハ依て獄門より行
きする処享保の頃より一尋軽く相成り申合せて盗伐しするは頭取

を重追放頭取は次々者ハ中追放同類ハ過料ハ成る近例有るなり

一 萱野葎野秣場原野地之事

萱野と去る空地原野等萱立のなる場処の反別と改め壹反何程と年貢
を納め刈取もやり又無反別して萱野役永運上と名けく納るも有
箇様の地所を入會してをあく地主相定り銘と相地の是のなり尤も村
中入會の場処もやり山方木立等の下草は立する萱してを刈り萱許
り立する地処あり又畑萱とて畑請の地所は萱と立るもやりとてハ畑
反別に入ると萱野してハありたり
一 葎野を川筋沼地等より是又萱野同然に反別やりて壹反何程と年貢
を納るもやり又無反別して役永運上等と差出るともやりたり
一 秣場々田地の肥よりの草蒔場と多分村へ入會の場処多し山方野

方原地もなり年貢野手米永の地元村に納るもなり又ハ吉米より野手
 手差出さば無年貢を入會はあり来りたる場処もなりとて入會ハ
 古例次第新規入會ハ禁は或ハ一村持限りの林場一村をとりたり
 りどの大場ハ他村より草札錢を納め札を以て新取処もなり札野も
 手次第あると新規ハ相成らば前との仕来は任をとり又入會の林
 場は仮橋を掛けても他の往來ハ禁むる定法ありをへて林場あつて
 耕作も差又へ大切のものをかり依て林場あつた村ハ田畑の畔土手あつ
 の草と前て用ひ甚と不自由あり

一 原地ハ林場もあつて小松小柴等々の草原も不用の地多し一体を野
 方林場等の一圓の總名と原地とも唱へたり

一 野地と云ハ小段真菰等なりて水附の低通の原地と野地と唱へるべ

て右品と年貢役金銀運上等と納るもなり又ハ村々の所得は成る場処
 へても地頭へ何品も納め前より村方の勝手はいつて来る類も有
 て皆其國其處の古米よりの仕来りも色々の場処なりとたり

一、七島場之事

是ハ中國より西九州筋にありて琉球蘭と作る場処あり琉球蘭と
 九州へても七島と云琉球國の内七島より重し作り出さるる名は元
 州の國とよ多く中國筋にも稀なる処なり上方関東とてハ余り見
 當らば大隅薩摩は夥しく作る海邊川通り堤外水の絶へざる所は皆
 作りむも反別なりて七島場年貢反當りて以て相納む稀ハ無反別の
 場処もなれども琉球ハ蘭同然作徳なるもの多ハ無反別の場処ハ少
 し尤も反別許りて高入ハ致さざるあり或ハ水腐場とて稲作成難

丸田方より作る田の琉球ハ性合宜しく價格別高し又田は苗を下し七
島場は植村の薩ノの蔵琉球と云ハ琉球并島より渡り至て性合上
品より七島場年貢ハ萱野段場年貢よりよりハ反當と格別高く附る
てり

一 塩濱之事

附 塩井之事

草生津油之事

石炭之事

土薪之事

塩濱ハ海濱の國ハ何処よりなりといへども塩ハ製せし又改りて
塩濱ふハ海邊も多し新濱と願出をハ田畑新開同然ハ大繩反別と分間
一々改め整下年季と吟味し濱相應の地代金と納めさせ又年季明後ハ
検地とやら此仕方ハ田畑検地ハ替りて特主限り反別を改め余歩
も田畑同然ハ差加へ上中下三段ハ位分とる位の見分けやうを濱の

容子浪當の模様宜しく浪荒れあく平らより塩の下加減中を宜きと
上とし其次と中又潮際度々音請等より地面も高低なる場処を下と
を潮を引入る大溝と掘り夫より濱中ハ小溝を立て濱の内ハ凡壹反歩
一井戸を六七充掘るこれハ塩を下して汝を垂る場所あり尤も深く
を掘らば此溝敷井戸敷ハ反別の外は除く尤も海の模様より溝もな
く海より直に汝を汲み一面ハ掛る濱も有り國々所々より少し充の差別
有り鹽方塩竈の仕形も其土地より少し充異同有り
一 塩濱ハ反別許りより反高場ハ入色村高ハハ結を去る古来の高
入は成るも場処も有しや古き濱ハハ高入はありて塩年貢と本途の内
に入らるも見ゆるといへども近年の新塩濱ハもて反高あり
一年貢の上濱より凡を永五百文位中ハ三百五拾文下ハ貳百文ほど納る

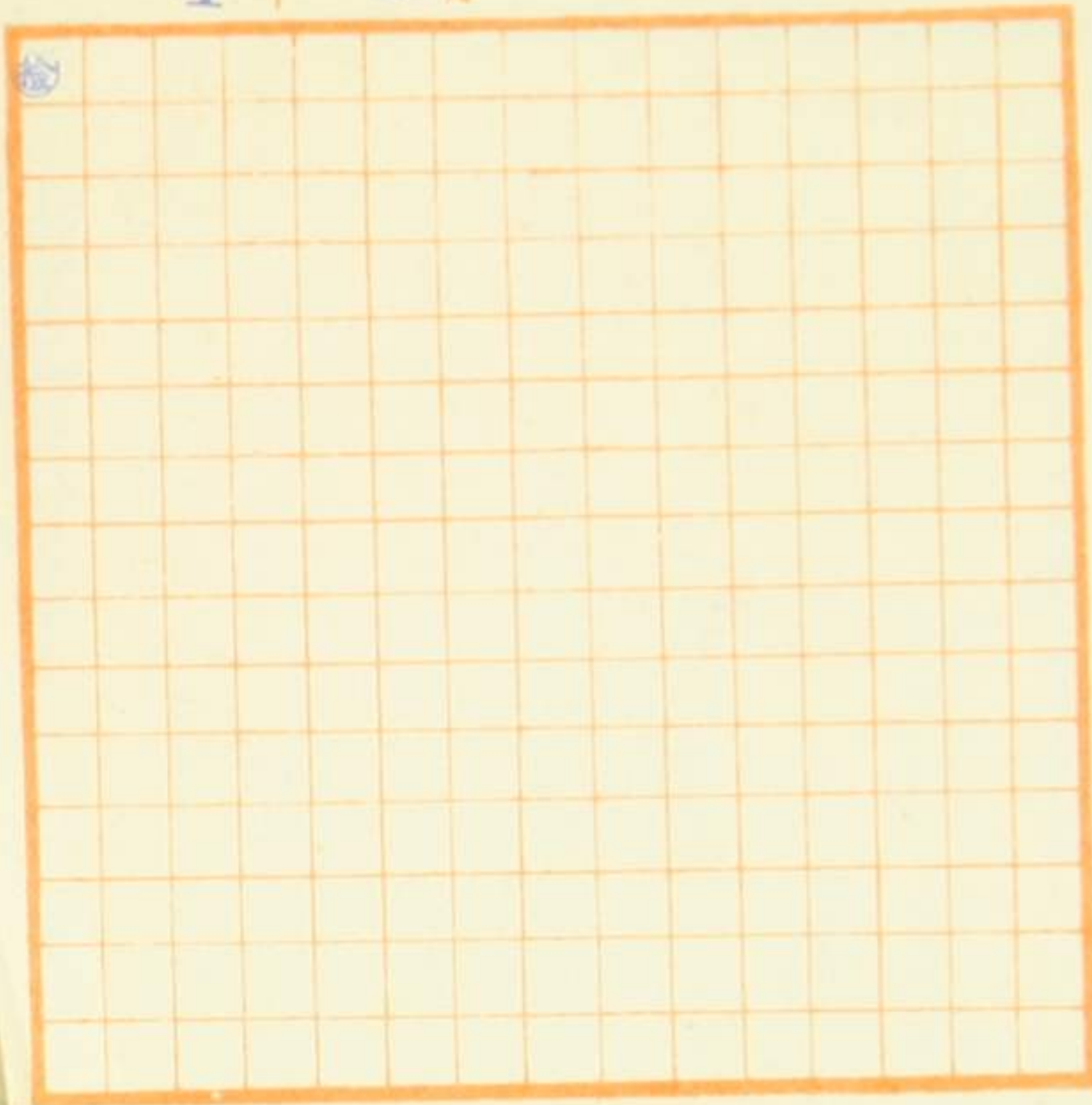
一 大塚百五拾文下^{モカ}付る尤も塩^{シホ}を其海より格別^{カクベツ}に善悪^{コトアヒ}も育
 して至^{マシ}て悪^{アク}きハ塩^{シホ}辛^{シビ}きなり苦^カたあり味^{アジ}甘^{カン}きなり播州^{ハシウ}赤穂^{アカホ}の塩^{シホ}やど
 ハ味^{アジ}よく利^キも強^{ツヨク}く家上^{イヘウ}の塩^{シホ}も又濱^{ハマ}にも善悪^{コトアヒ}あり又出来^{デキ}上^{ウヘ}りの多少
 もありゆへ年貢^{ネンキウ}も國々^{クニクニ}異^イなり右^{ミダリ}ハ因東^{イントウ}塩濱^{シホハマ}年貢^{ネンキウ}當^{アタ}りの大塚^{オオウラ}
 何^{ナニ}もよくても畑^{ハタ}年貢^{ネンキウ}よりハ余程^{ヨホト}高く付^ツる事^{コト}あり又年貢^{ネンキウ}と塩^{シホ}と正^{セウ}
 納^{ナウ}する処^{トコロ}なり尤も正納^{セイナウ}もふれハ金拾兩^{キンシウリウ}何百俵^{ナニヒヤク}と直段^{チキダマ}吟味^{ギンミ}の上^{ウヘ}正
 納^{ナウ}申^{マウ}行^{ユク}る下^{シモ}總國^{ソウクニ}行^{ユク}徳^{トク}五位^{イノチ}邊^ヘの正納^{セイナウ}塩^{シホ}ハ金拾兩^{キンシウリウ}五斗^{イツブ}入^イ或^シ百俵^{ヒヤク}が近來^{キンライ}
 文化^{ブン化}の定直^{テイジキ}段^{ダン}あり風雨^{フウウ}等の變^シりて浪荒^{ナミアラ}浪^{ナミ}又^{マタ}等の^ノ濱^{ハマ}損^ソなれハ見^ミか
 の上^{ウヘ}年貢^{ネンキウ}引^ヒ方^{カタ}で申^{マウ}付^ツとつへども音請^{オンケイ}成就^{ジュウジツ}して元^{ゲン}に復^フし反別^{タンベツ}は減少^{ゲンシウ}す
 るハ定^{テイ}の通^{ツウ}りも定納^{テイナウ}で申^{マウ}付^ツるなり
 一 奥州^{オウシュウ}金津^{キンツ}郡^{クニ}岩^{イハ}の山中^{ヤマノナカ}は塩^{シホ}生^ナ村^{ムラ}と云^イなり此^{コノ}村^{ムラ}はハ塩^{シホ}の出^イる井^イ戸^コ村^{ムラ}中^{ナカ}

一 河^カ首^ウ処^{トコロ}も古^コより極^{キョク}りて此^{コノ}井^イ戸^コの^ノ水^{ミヅ}を汲^ヒみ上^{ウヘ}下^{シモ}立^タ塩^{シホ}は燒^ヤき村^{ムラ}
 中^{ナカ}の遣^ツハ塩^{シホ}并^{ナヒ}は近^{チカ}村^{ムラ}へも賣^ウ出^ツる其^{ソノ}味^{アジ}海^{ウミ}の塩^{シホ}と異^イなりハ塩^{シホ}運^ウ上^{ウヘ}と差^サ出^ツ
 る又^{マタ}村^{ムラ}内^{ウチ}は真^マ水^{ミヅ}の井^イもありて水^{ミヅ}も差^サ支^シひあし右^{ミダリ}の類^{ルイ}余^ヨ國^{クニ}山^{ヤマ}中^{ナカ}より
 稀^ヒま^マなり如何^{イカニ}して海^{ウミ}遠^{トウ}き処^{トコロ}の極^{キョク}山^{ヤマ}中^{ナカ}は塩^{シホ}の^ノりや不^フ審^{シン}あり
 一 草^{クサ}生^ナ津^ツ油^{アブ}と云^イハ越^エ後^コ國^{クニ}蒲^ハ原^{ハラ}郡^{クニ}の内^{ウチ}は池^{イケ}ありて池^{イケ}水^{ミヅ}の上^{ウヘ}は油^{アブ}の浮^ウむと
 葉^ハみ^ミで幕^{カキ}してを^シらぬ取^{トル}て段^{ダン}と器^キに溜^ヒめ燈^チ油^{アブ}と云^イハ大^{オホ}村^{ムラ}方^{カタ}助^{タケ}成^{ナリ}り
 あるゆへ運^ウ上^{ウヘ}と納^{ナウ}む水^{ミヅ}中^{ナカ}より油^{アブ}の出^イるも前^{マエ}茶^{チャ}山^{ヤマ}中^{ナカ}は塩^{シホ}の^ノりも同様^{ドウガク}
 一 不^フ測^{ソク}ありてり尤も當^{アタ}國^{クニ}はハ土^{ツチ}中^{ナカ}は火^ヒありて如^ニ法^{ホウ}寺^ジ村^{ムラ}百^{ヒヤク}姓^{セイ}庄^{サウ}右^{ミダリ}
 工^ク門^{カド}と云^イ申^{マウ}者^{モノ}の家^{イヘ}は火^ヒの出^イる穴^{アナ}あり爐^ロの際^{サヘ}は挽^{ヒキ}臼^{ウス}の下^{シモ}と置^{オケ}き穴^{アナ}の口^{クチ}
 一 白^{シラ}の孔^{アナ}と當^{アタ}竹^{タケ}筒^{ツツ}に掛^カめ上^{ウヘ}より附^ツ木^キは火^ヒを燈^チしく口^{クチ}は當^{アタ}きバボツと火

出松明のてく尚の口より火燈をて家内明らし竹尚を以て段々続けは何
 方迄も尚の内々火行き見のてし此火の上より鍋金を掛け置は者立飯も
 焚き湯も沸て越後と不測の内の一あり當時より外より火の出る所
 ありしより然もとも右庄右工門の家ハ三四代右の火を燈火致し薪の代
 りより用ひ家用を辨む此事官へも知きて巡見の節ハ彼家へ立寄て見る
 て舊例より依て其節の修復等ハ地頭より當み夫々外の家より地火
 と取るて領主より禁む又近來長岡城下邊三國通り往還節五百町と
 本処の山富の間より火出其火を以て温泉を辨し湯治人等もゆると始
 りより左をねが北越の地ハ土中硫黄の氣多く自然と火も出油も水面
 より湧出ると見ゆと首様の類ハ國よりゆり未と因及バざる処あり
 石炭と云々立花家領知筑後國三池領より是ハ石を焼て炭とし夥し

諸國へ賣出を其村よりハ生石を焚て薪とて白く悉く悉く此石より
 硫黄の氣夥しくゆるとこへ生石ハ云々及び石炭も油煙至て強く
 刀剣其外鉄物も悉く錆生じ筆筒の内ハ衣類も煤びるゆへ家の内
 へてを焚く外外面より七とんと造りて焚きねが用ひ難し石の石炭筑
 前國其外中國蝦夷道と云々地等は夥しく有と云々
 一土と薪と云々の越後國高田近所春日新田と云々ゆり此邊并は近村
 へとも土と薪の代りより用ひ尤も此土の出る所ハ極うゆりて其土を取
 り能く日よりて焚火ハ悉く能く燃ゆゆり又筑後國神井郡小郡村と云々
 にも薪も成る土の出る所ゆりて五六十一年以前和暦頃より始まる之ハ
 水の多に溜池のやうある処ゆりて此池の土を取り日よりて薪とて
 此土ハ度量の根やりの凝固たゆりあると云ふゆり右村を里方より

4年3月



政正地方の産物 卷之二
も薪カ不自由カある処ゆへ大又助成カとある者此土と焚く句カ石炭カ異カふ
らカんカ惡カきカ身カたりて油煙カ尤カ多カし右の品類海内廣きてもへ余國カも石

明治四年辛未七月刊

高崎

故大石猪十郎著述

孫大石猪十郎補正

見山樓藏版



も薪不自由ある処やへ大又助成とある者此土と焚く句は石炭は異ふ
らば惡き身たりて油煙尤も多し右の品類海内廣きてもへ余國は石
は類したるに多しとるべし

改正補訂地方凡例録卷之二下 畢

明治四年辛未七月刊

高崎

故大石猪十郎著述

孫大石猪十郎補正

見山樓藏版



